

第9期ゴールドプランながはま21 (素案)

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨等	1
第2章 高齢者を取り巻く現状	7
1 高齢者人口	7
2 介護保険の被保険者、認定者の状況	10
3 介護保険事業の現状	12
4 アンケート調査の結果概要	16
5 第8期の取組みの現状と第9期に向けた課題の整理	37
第3章 計画の基本的な考え方	40
1 基本理念	40
2 計画の基本目標	40
3 計画の枠組み	43
4 施策の体系	44
5 ロジックモデル・アウトカム指標	45
第4章 施策の展開	46
1 地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備	46
2 市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり	55
3 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進	59
4 認知症のある人が共生できる地域社会の推進	64
5 持続可能な介護保険制度の推進	68

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨等

(1) 計画策定の背景と趣旨

① 高齢化の現状と課題

わが国の高齢化率は、令和5年（2023年）4月現在で29.1%（総人口1億2,447万人、高齢者人口3,619万人）となっており、3.4人に1人が高齢者という超高齢化社会となっています。

介護保険制度がスタートした平成12年（2000年）と比べて、高齢者数（第1号被保険者数）は2,165万人（平成12年4月末）から3,589万人（令和4年3月末）と1.7倍に、要介護認定者数は218万人から690万人と3.2倍に増加しています。同時に、サービスの基盤整備に伴いサービス利用が増加し、総費用額は3.6兆円（平成12年度）から令和元年度には10.8兆円と、3倍となりました。また、保険料の基準額の全国平均も第1期の2,911円から第8期（令和3年度から令和5年度）の6,014円と約2倍になっています。

さらに、75歳以上の後期高齢者は、平成12年当時は約900万人でしたが、いわゆる「団塊の世代」（昭和22年から24年生まれの人）が加わる令和7年（2025年）には、2,180万人となる見込みです。特に都市部を中心に後期高齢者数が急増するとともに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症のある高齢者が増加することが予測されます。このため、令和7年には総費用額が20兆円に達すると推計されています。

また、高齢者の生活を支える介護人材については、介護保険制度創設時の約55万人から増加し続け、平成29年度には約195万人と、約3.5倍に増加しています。令和7年度における需要見込は約243万人と推計されています。令和7年以降、担い手である生産年齢人口（15～64歳）の著しい減少が見込まれることから、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定されます。

② 地域包括ケアシステムの推進と制度の持続性の確保

国においては、介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中でも、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、地域包括ケアシステムを推進するとしています。高齢化が一層進む中で複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、より一層地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

また、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保や介護現場の生産性向上を図り、制度の持続可能性を確保することが重要としています。

このことから、これまでの地域包括ケアシステムの構築に係る様々な取組については、より一層の強化・充実を図るとともに、将来の地域共生社会の実現を見据え、社会福祉法に基づく本市地域福祉計画との整合を図りながら、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図る必要があります。

③「第9期ゴールドプランながはま21」の策定

本計画は、地域社会を取り巻くさまざまな状況を踏まえ、本市が目指す地域包括ケアシステムをはじめ、今後の高齢者保健・福祉・介護施策の方向性を明らかにし、これらの実現に向け市民・地域と行政が協働し、事業を円滑に実施していくための指針とするもので、令和3年3月に策定した計画（第8期計画）を見直し、第9期ゴールドプランながはま21を策定します。

(2) 計画の位置付け

① 法的位置づけ

本計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法（第117条）に基づく市町村介護保険事業計画を根拠規定としており、双方の調和が保たれるよう一体的にまとめた計画で、国が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を踏まえて策定しています。

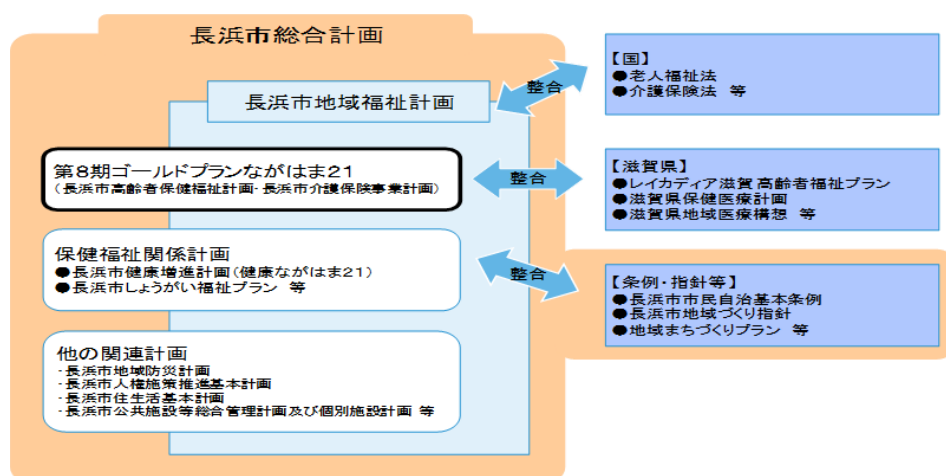
なお、高齢者に対する総合的な計画とする観点から、健康づくりと介護予防を一体のものと捉え、高齢者保健に関する内容を含めています。

② 計画の位置づけ

本計画は、長浜市総合計画及び長浜市地域福祉計画に即し、長浜市健康増進計画（健康ながはま21）、長浜市しょうがい福祉プラン等保健福祉関係計画のほか、関連する計画との整合性を図り策定しました。

さらに、同時期に改定されるレイカディア滋賀・高齢者福祉プラン（滋賀県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）及び滋賀県保健医療計画と整合性を図りました。

■図表：関連計画との位置づけ



(3) 計画の期間

第9期計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を最終年度とする3か年計画です。

本計画は、第9期計画期間に団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を含み、地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、生産年齢人口が急減する中で、高齢者人口がピークを迎える令和22

年（2040 年）を見据えた制度運営、在宅医療・介護連携など、中長期的な視点を以て取り組んでいきます。

■図表：令和 22 年を見据えた「ゴールドプランながはま 2 1」

令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	...	令和 22 (2040) 年度
第 8 期計画			第 9 期計画			第 10 期計画			...	第 14 期 計画

(4)計画への意見の反映

①策定体制

学識経験者や保健医療、福祉関係者、サービス提供者、各種関係団体、公募による被保険者代表者等で構成する「長浜市高齢者保健福祉審議会」において、第8期計画に基づく事業や取組の状況、また第9期計画策定に向け、今後の高齢者施策や介護保険事業のあり方等について意見を伺いながら策定しました。

②アンケート調査

計画の策定にあたり、基礎資料とするため、次のアンケート調査を行いました。

1 高齢者実態調査

一般高齢者を対象として、健康状態や日常生活、地域での活動の様子、また高齢者福祉や介護に関するニーズ等の調査を実施しました。

2 在宅介護実態調査

在宅で介護を受けている要介護認定者を対象として、在宅生活の状況、介護者の就労状況及び介護サービスに対する希望や意見等を調査しました。

3 高齢者保健福祉の推進に関する調査【介護支援専門員】

市内の事業所で登録されている介護支援専門員を対象として、認知症のある人とその家族を支える地域づくり、在宅医療・看取り、在宅介護サービス状況について調査しました。

4 高齢者保健福祉の推進に関する調査【医師】

市内の病院、診療所の医師を対象として、認知症のある人とその家族を支える地域づくり、在宅医療・看取りについての取組状況、意見等について調査しました。

5 高齢者保健福祉の推進に関する調査【訪問看護師・介護職】

市内の事業所で勤務されている訪問看護師、介護職の方を対象として、認知症のある人とその家族を支える地域づくり、在宅医療・看取りについての取組状況、意見等について調査しました。

6 高齢者保健福祉の推進に関する調査【介護サービス事業運営法人】

市内の介護サービス事業運営法人を対象として、事業の状況や今後の展開、人員体制や人材確保対策について調査しました。

■図表：アンケート調査の実施概要

調査種別	調査対象	調査期間	調査方法	配布数	有効 回収数	有効 回収率
1 高齢者実態調査	65歳以上の高齢者	令和4年12月19日 ～ 令和5年1月13日	配布:郵送 回収:郵送、 電子メール	8,087	5,052	62.5%
2 在宅介護実態調査	要介護・要支援認定の更新申請もしくは区分変更申請による認定調査を受けられた方	令和4年12月5日 ～ 令和5年3月31日	配布:郵送、訪問 回収:郵送、訪問	1,054	603	62.6%
3 高齢者保健福祉の推進に関する調査 【介護支援専門員】	介護支援専門員	令和5年1月12日 ～ 令和5年1月31日	配布:郵送 回収:郵送、インターネット	155	106	68.4%

4 高齢者保健福祉の推進に関する調査 【医師】	診療所及び病院の医師	令和5年1月12日 ～ 令和5年1月31日	配布:郵送、訪問 回収:郵送、インターネット	220	86	39.1%
5 高齢者保健福祉の推進に関する調査 【訪問看護師・介護職】	訪問看護師・介護職	令和5年1月12日 ～ 令和5年1月31日	配布:郵送 回収:郵送、インターネット	312	173	55.5%
6 高齢者保健福祉の推進に関する調査 【介護サービス事業運営法人】	介護サービス事業運営法人	令和5年1月12日 ～ 令和5年1月31日	配布:郵送 回収:郵送、インターネット	82	59	72.0%

③ヒアリング調査

計画の策定の参考とするため、地域包括支援センター、介護支援専門員を対象に、グループインタビュー形式で、日常生活圏域別の高齢者の現状、介護サービスの利用の特徴やニーズなど、アンケートでは掘り下げられない実態及び課題について意見を聞きました。

■図表：ヒアリング調査の実施概要

調査対象	調査実施時期	調査方法	参加者数
●地域包括支援センター	令和5年4月11日	グループインタビュー形式	5名
●介護支援専門員	令和5年4月19日	グループインタビュー形式	9名

(5)第9期計画のポイント

国は、第9期計画のポイントを次のようにまとめています。本計画の策定にあたっては、この国の考え方を踏まえつつ、本市の現状、課題を整理し、取組の方向性を定めることとします。

■図表：第9期計画のポイント（令和5年7月10日 社会保障審議会介護保険部会（第107回）資料より抜粋）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備、地域包括ケアシステムの深化・推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上について求められています。

見直しのポイント

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが重要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みについて、サービス提供事業者を含め地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第2章 高齢者を取り巻く現状

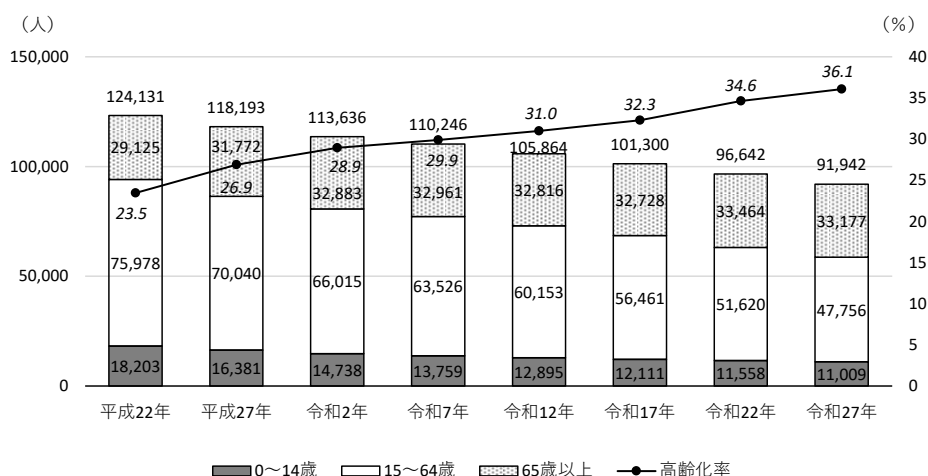
1 高齢者人口

(1) 高齢者人口の推移と人口構造

本市の高齢者人口はこれまでは増加傾向にあり、令和2年には32,000人を超えています。高齢化率は28.9%となっており、滋賀県の水準(26.3%)に比べて高くなっています。令和22年にかけては、年少人口、生産年齢人口の減少、高齢者人口の横ばいにより、高齢化率は一貫して増加することが見込まれ、令和27年に至って、高齢者人口が減少に転じるものと見込まれています。

高齢者人口に占める前期高齢者(65歳～74歳)・後期高齢者(75歳～)の割合をみると、令和12年には後期高齢者の割合が6割を超える水準になりますが、令和27年には約58%と、令和7年水準に落ち着くものと見込まれています。

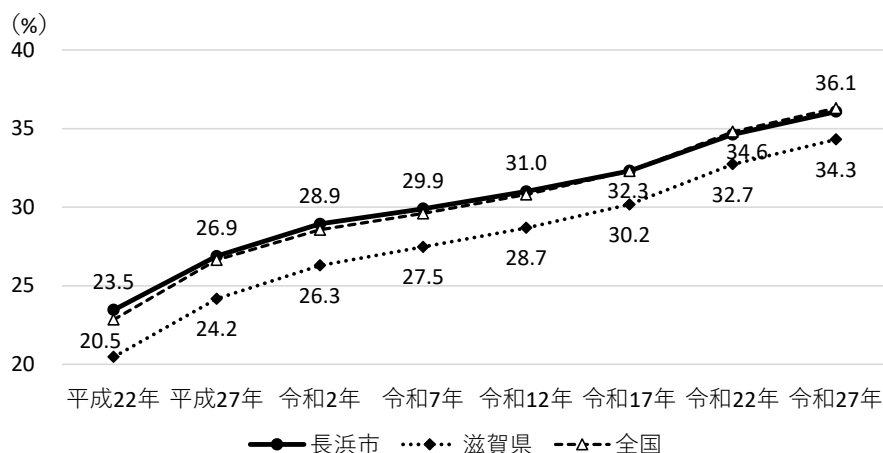
■図表：人口(3区分)と高齢化率の推移



出典：平成22年、平成27年、令和2年は総務省「国勢調査」

令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

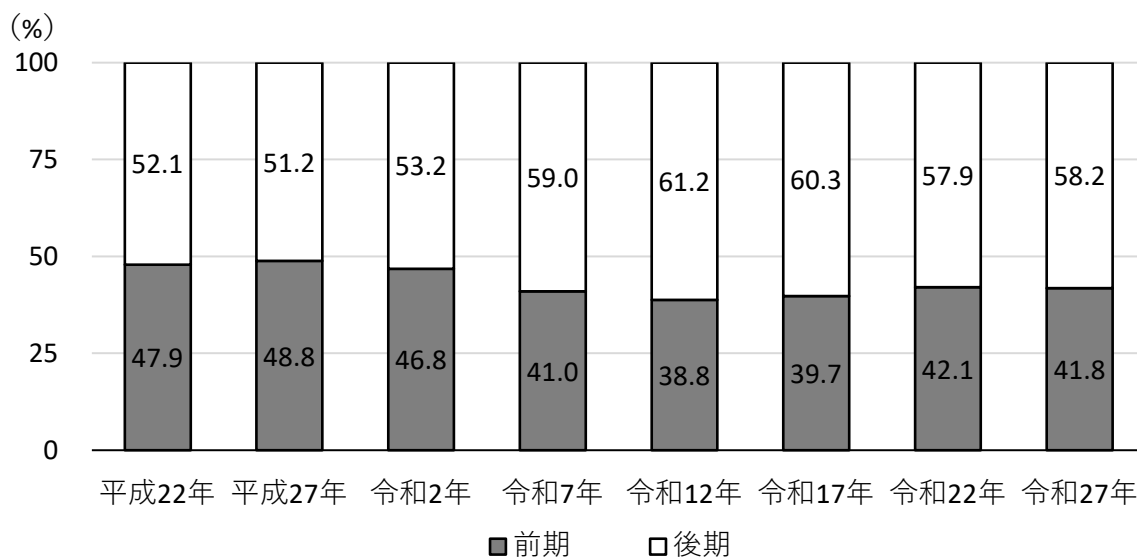
■図表：高齢化率の推移(全国・滋賀県との比較)



出典：平成22年、平成27年、令和2年は総務省「国勢調査」

令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

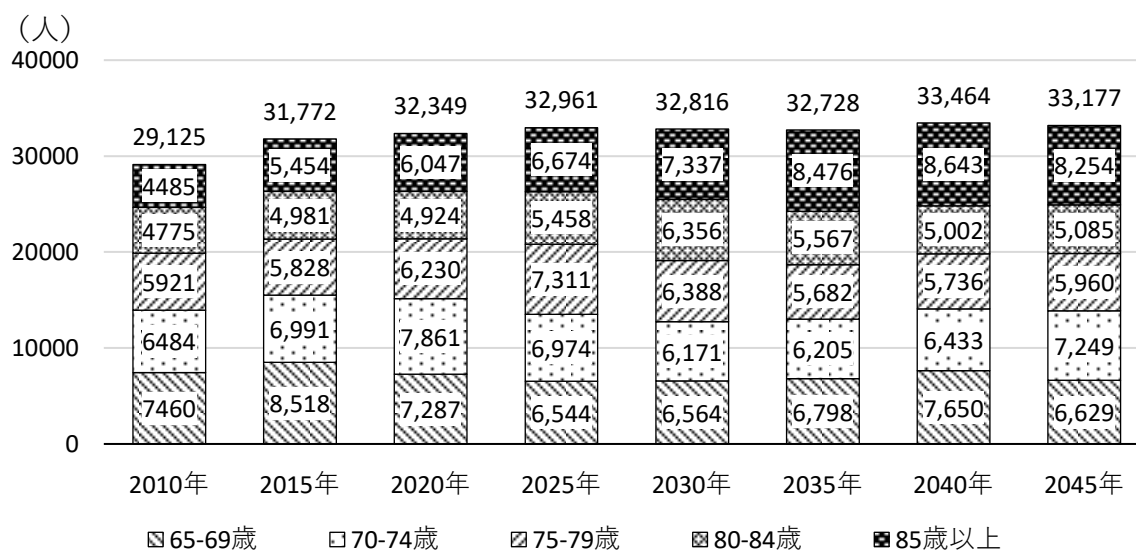
■図表：前期・後期高齢者の人口比の推移



出典：平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年は総務省「国勢調査」

令和 7 年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

■図表：高齢者人口（5 歳階級別）の推移



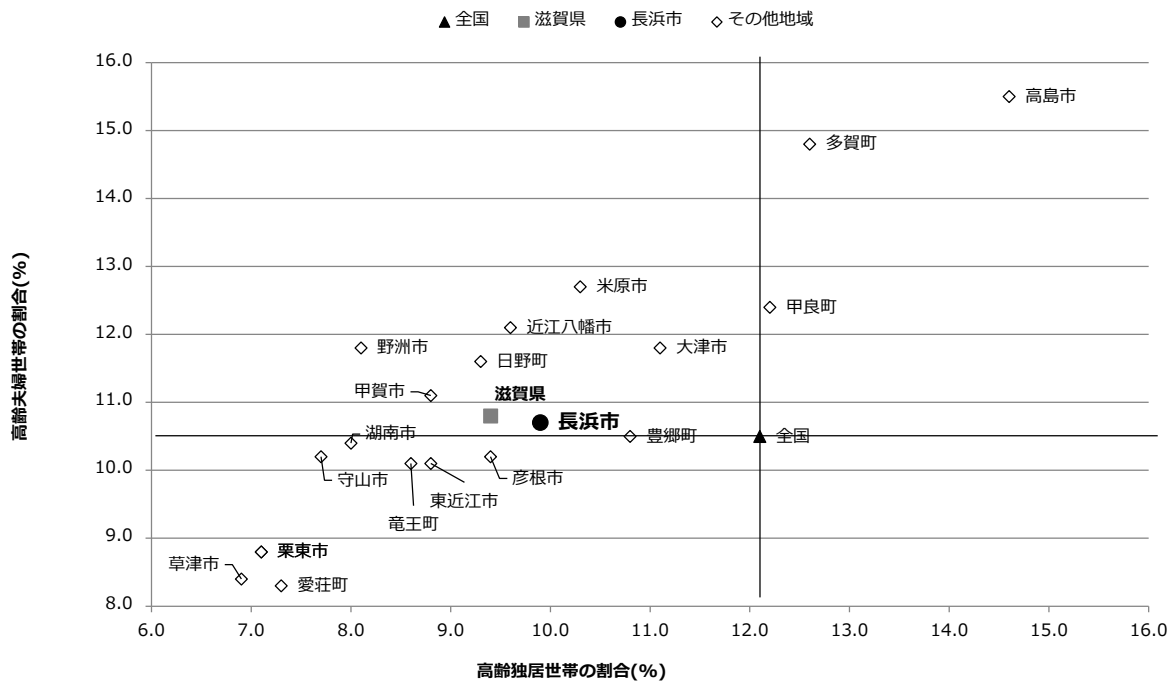
出典：平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年は総務省「国勢調査」

令和 7 年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

(2) 高齢者世帯の状況

本市の高齢独居世帯の割合は、令和2年で9.9%、高齢夫婦世帯の割合は10.7%となっています。全国と比べ、高齢夫婦世帯の割合が若干高く、高齢者独居世帯の割合は低くなっています。

■図表：高齢独居・夫婦 世帯の割合（全国・滋賀県・県内市町との比較）



注釈：時点は、令和2年（2020年）
出典：総務省「令和2年国勢調査」

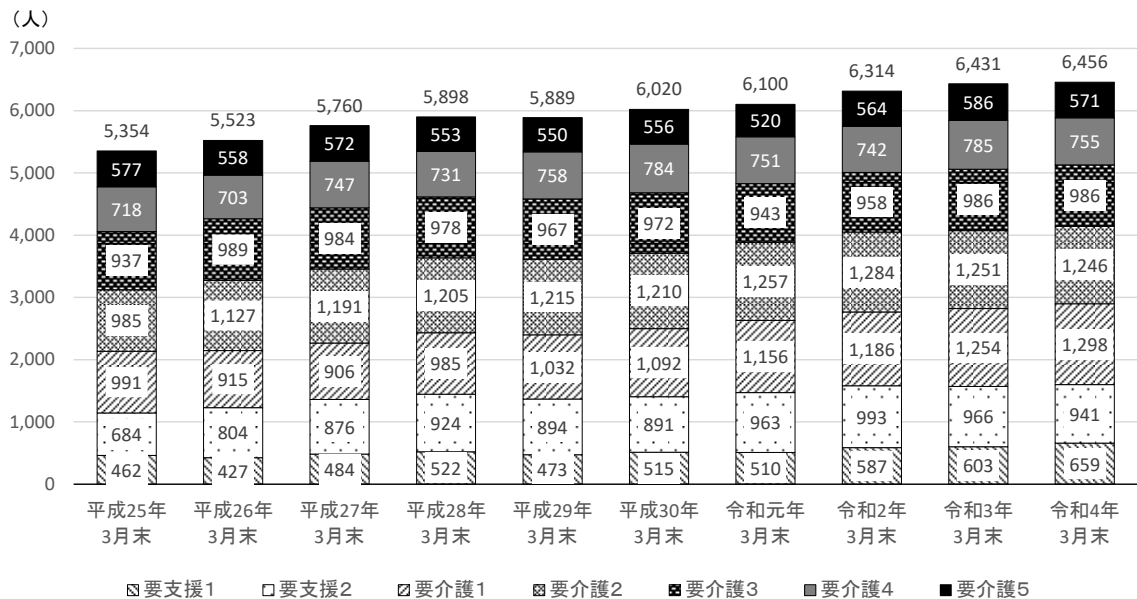
2 介護保険の被保険者、認定者の状況

(1) 要介護(要支援)認定者数と認定率の推移

要介護(要支援)認定者数は、平成29年3月末で、前年同期に比べ、少し減少しましたが、以降は一貫して増加しています。

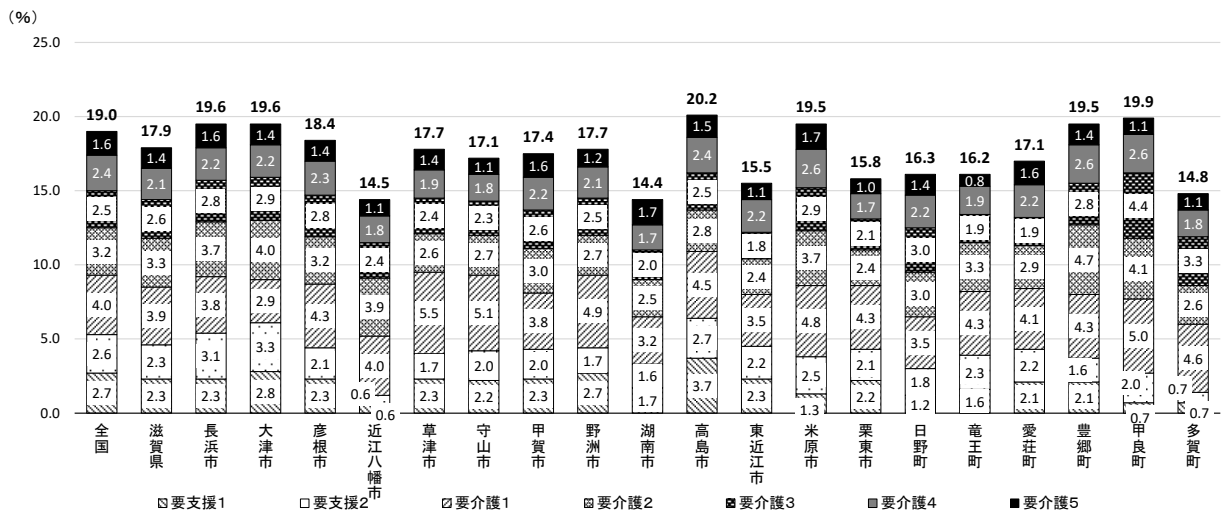
認定率の推移を全国、滋賀県内の市町と比較すると、市町の中では、認定率が高いグループに位置しています。全国と比べて、要支援1、要介護2、3はやや高い状況ですが、大きな差異はありません。

■図表：要介護(要支援)認定者数の推移



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3、4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

■図表：要介護(要支援)認定率の比較



注釈：時点は、令和4年（2022年）

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4年度は「介護保険事業状況報告」月報）

(2) 年齢階層別要支援・要介護認定者出現率

年齢階層別の要支援・要介護認定者をみると、年齢の上昇に伴って、出現率は大きく増加する傾向がみられます。

■ 図表：年齢階層別要支援・要介護認定者出現率

(単位:人)										
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	1号被保険者数	出現率
第1号被保険者	769	996	1,291	1,217	927	737	560	6,497	33,266	19.5%
65～69歳	30	25	30	42	17	23	18	185	15,040	4.3%
70～74歳	52	82	84	95	51	50	53	467		
75～79歳	102	118	149	121	67	62	49	668	11,568	17.2%
80～84歳	210	218	294	231	153	120	95	1,321		
85～89歳	236	315	385	320	241	164	120	1,781	6,658	57.9%
90歳以上	139	238	349	408	398	318	225	2,075		
第2号被保険者	10	27	12	26	15	15	17	122		
合計	779	1,023	1,303	1,243	942	752	577	6,619		

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和5年3月末）

3 介護保険事業の現状

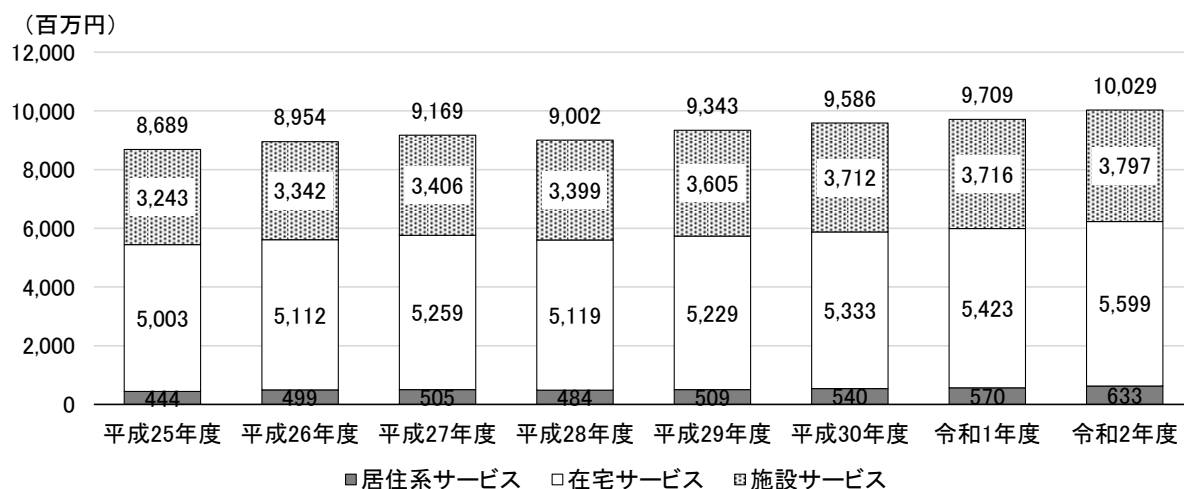
(1) 介護給付費の推移

本市の介護保険のサービス給付額の推移は、増加傾向となっています。

居住系サービス、在宅サービス、施設サービスの内訳でみると、平成 28 年度以降すべての種別で一貫して増加しています。

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、その他の内訳でみると、地域密着型サービスは、一貫して増加しています。一方、居宅サービスと施設サービスは、平成 28 年度に少し減少しましたが、その後は増加傾向となっています。

■図表：介護給付費の推移（居住系サービス・在宅サービス・施設サービスの別）



(単位: 千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
総給付費	8,689,414	8,953,665	9,169,204	9,001,899	9,342,651	9,586,029	9,708,547	10,028,975
居住系サービス	443,995	499,368	504,554	484,246	509,041	540,357	569,555	633,345
在宅サービス	5,002,551	5,112,175	5,258,739	5,119,132	5,228,775	5,333,481	5,423,373	5,598,721
施設サービス	3,242,867	3,342,122	3,405,911	3,398,521	3,604,834	3,712,191	3,715,619	3,796,909

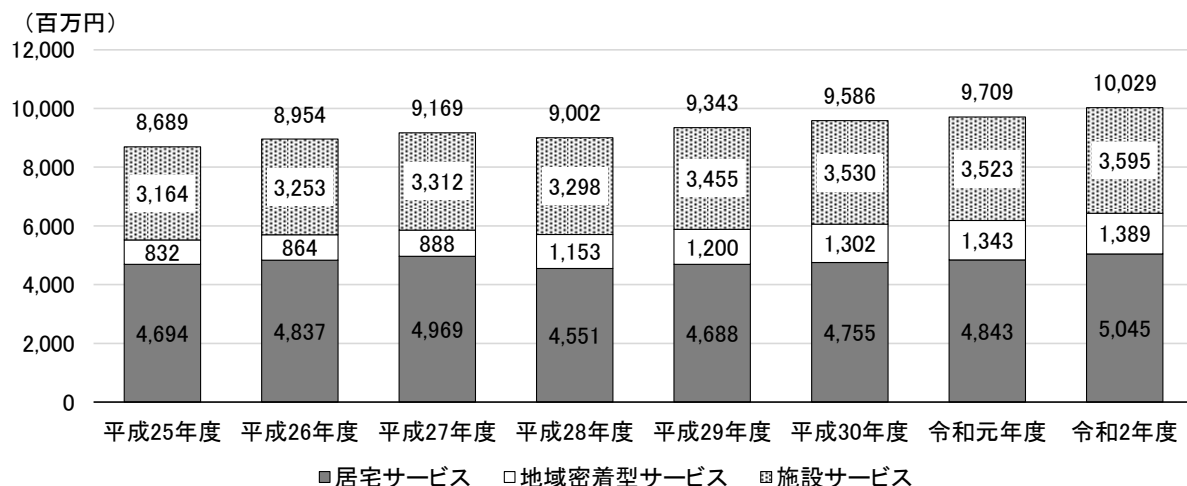
注釈：居住系サービス：特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

在宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（老健）、短期入所療養介護（病院等）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防支援・居宅介護支援

施設サービス：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

■図表：介護給付費の推移（居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの別）



(百万円)

区分	種類	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅サービス	訪問介護	675	690	751	737	772	778	799	865
	訪問入浴介護	101	98	92	97	100	85	81	82
	訪問看護	231	250	276	293	327	364	385	395
	訪問リハビリテーション	3	4	5	5	8	8	10	12
	居宅療養管理指導	18	20	24	29	31	34	37	45
	通所介護	1,916	1,985	2,011	1,625	1,630	1,622	1,599	1,673
	通所リハビリテーション	265	251	242	273	305	321	339	332
	短期入所生活介護	456	465	453	415	400	394	400	409
	短期入所療養介護	63	77	85	90	96	94	103	103
	福祉用具貸与	306	307	315	324	329	341	360	393
	福祉用具購入費	15	15	17	13	13	16	15	18
	住宅改修費	51	47	45	41	39	40	40	37
	特定施設入居者生活介護	92	114	114	94	105	106	110	101
	介護予防支援・居宅介護支援	502	513	539	516	533	553	563	580
	小計	4,694	4,837	4,969	4,551	4,688	4,755	4,843	5,045
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	0	0	0	270	282	273	314	293
	認知症対応型通所介護	210	201	212	188	171	167	150	134
	小規模多機能型居宅介護	191	189	192	204	171	189	174	185
	認知症対応型共同生活介護	348	381	388	388	402	432	457	531
	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	5	3	3	3	2	2	2
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	79	89	94	100	149	183	192	202
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	22	55	53	42
	小計	832	864	888	1,153	1,200	1,302	1,343	1,389
施設サービス	介護老人福祉施設	1,862	1,923	1,922	1,933	2,046	2,124	2,153	2,178
	介護老人保健施設	1,214	1,224	1,280	1,259	1,302	1,313	1,291	1,340
	介護療養型医療施設	88	106	110	107	107	93	35	5
	介護医療院	0	0	0	0	0	0	44	72
	小計	3,164	3,253	3,312	3,298	3,455	3,530	3,523	3,595
計		8,689	8,954	9,169	9,002	9,343	9,586	9,709	10,029

注釈：居宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援

地域密着型サービス：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

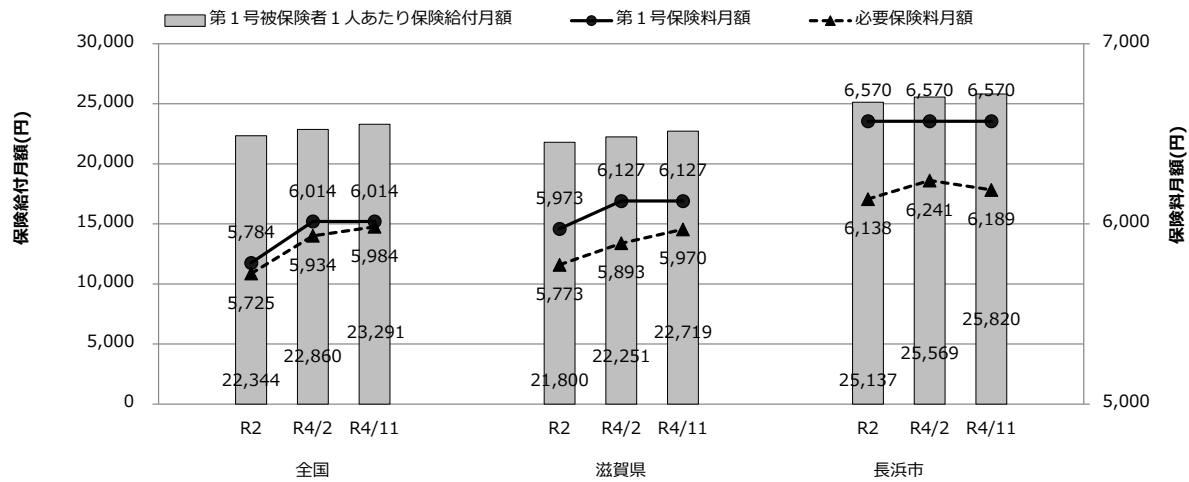
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

(2)第1号被保険者1人あたりの給付

第1号被保険者1人あたり保険給付月額、全国や滋賀県の平均よりも高い水準で推移しています。一方で、第1号保険料月額は、第7期の保険料月額が据え置かれている状況にあります。

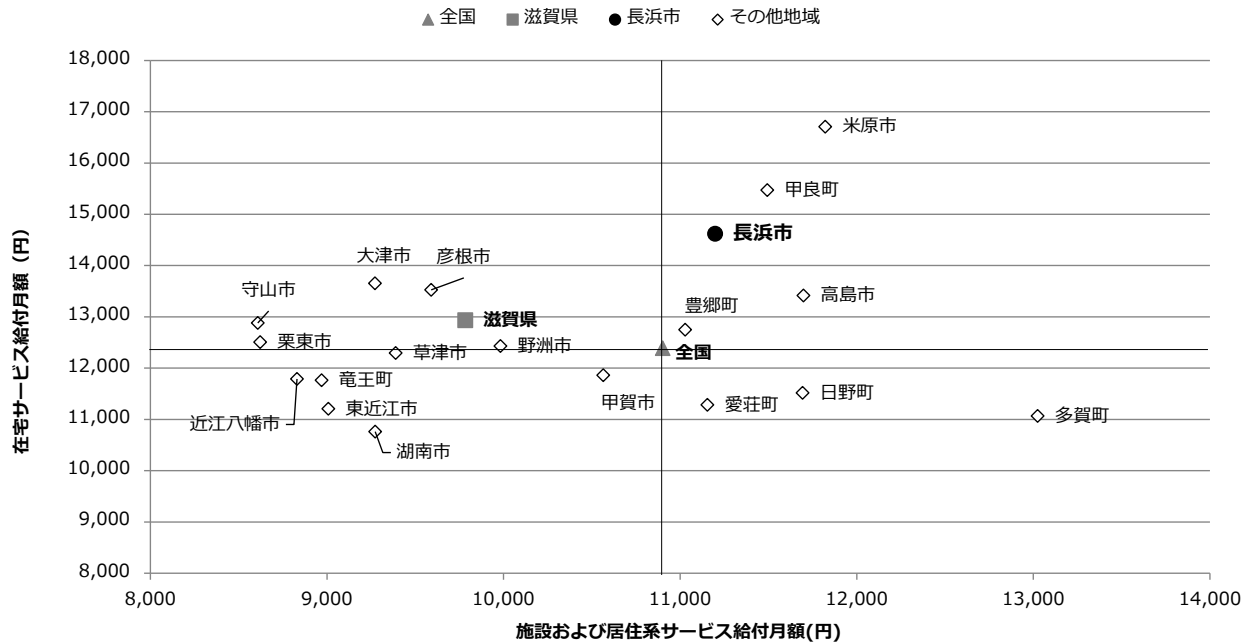
サービス種類別にみると、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護などは、全国や滋賀県平均に比べ高い水準となっています。

■図表：第1号被保険者1人あたり保険給付月額・第1号保険料月額・必要保険料月額



注釈：時点は令和2年(2020年)、令和3年(2021年)、令和4年(2022年)
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3、4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および介護保険事業計画報告値

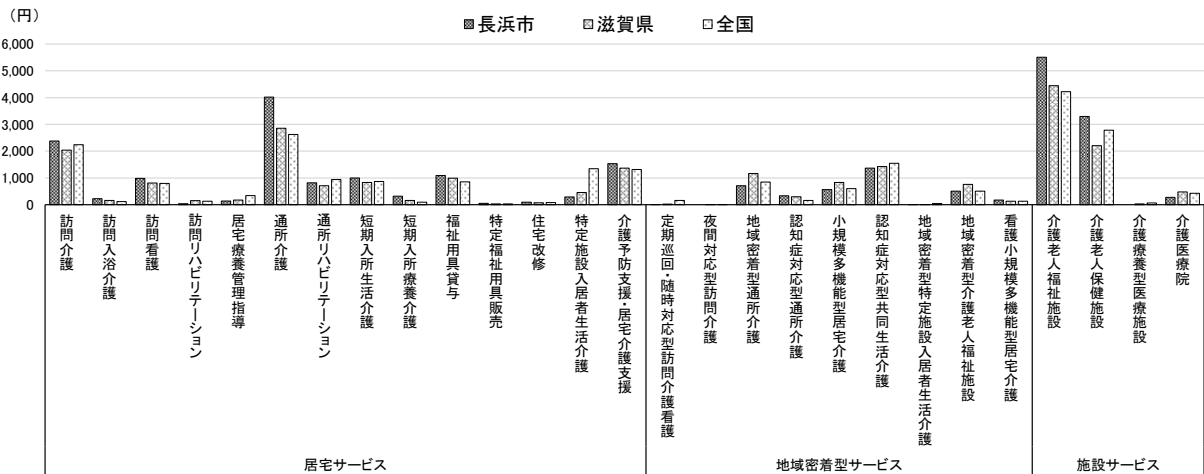
■図表：第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス）と第1号被保険者1人あたり給付月額（施設および居住系サービス）の分布



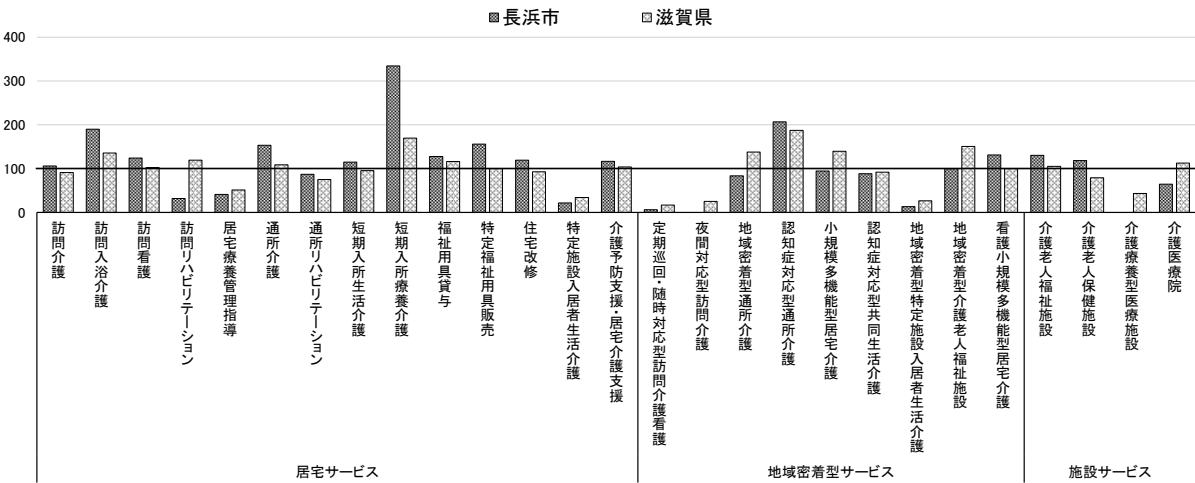
注釈：時点は令和2年(2020年)
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額（サービス種類別）

(実数)



(全国を 100 とした場合の指数)



区分	サービス種類	実数(性・年齢別調整前) 単位: 円			指数(全国=100とした場合)	
		全国	滋賀県	長浜市	滋賀県	長浜市
居宅サービス	訪問介護	2,245	2,039	2,379	91	106
	訪問入浴介護	118	160	224	136	190
	訪問看護	794	814	987	103	124
	訪問リハビリテーション	129	154	41	119	32
	居宅療養管理指導	338	174	139	51	41
	通所介護	2,625	2,858	4,021	109	153
	通所リハビリテーション	942	709	821	75	87
	短期入所生活介護	869	831	997	96	115
	短期入所療養介護	96	163	321	170	334
	福祉用具貸与	853	993	1,090	116	128
	特定福祉用具販売	34	34	53	100	156
	住宅改修	83	77	99	93	119
	特定施設入居者生活介護	1,343	460	293	34	22
地域密着型サービス	介護予防支援・居宅介護支援	1,315	1,367	1,534	104	117
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	162	27	10	17	6
	夜間対応型訪問介護	8	2	-	25	-
	地域密着型通所介護	848	1,168	707	138	83
	認知症対応型通所介護	160	300	331	188	207
	小規模多機能型居宅介護	598	836	566	140	95
	認知症対応型共同生活介護	1,548	1,424	1,368	92	88
	地域密着型特定施設入居者生活介護	45	12	6	27	13
	地域密着型介護老人福祉施設	507	763	507	150	100
施設サービス	看護小規模多機能型居宅介護	135	135	177	100	131
	介護老人福祉施設	4,220	4,447	5,504	105	130
	介護老人保健施設	2,785	2,207	3,297	79	118
	介護療養型医療施設	69	30	-	43	-
	介護医療院	425	478	274	112	64

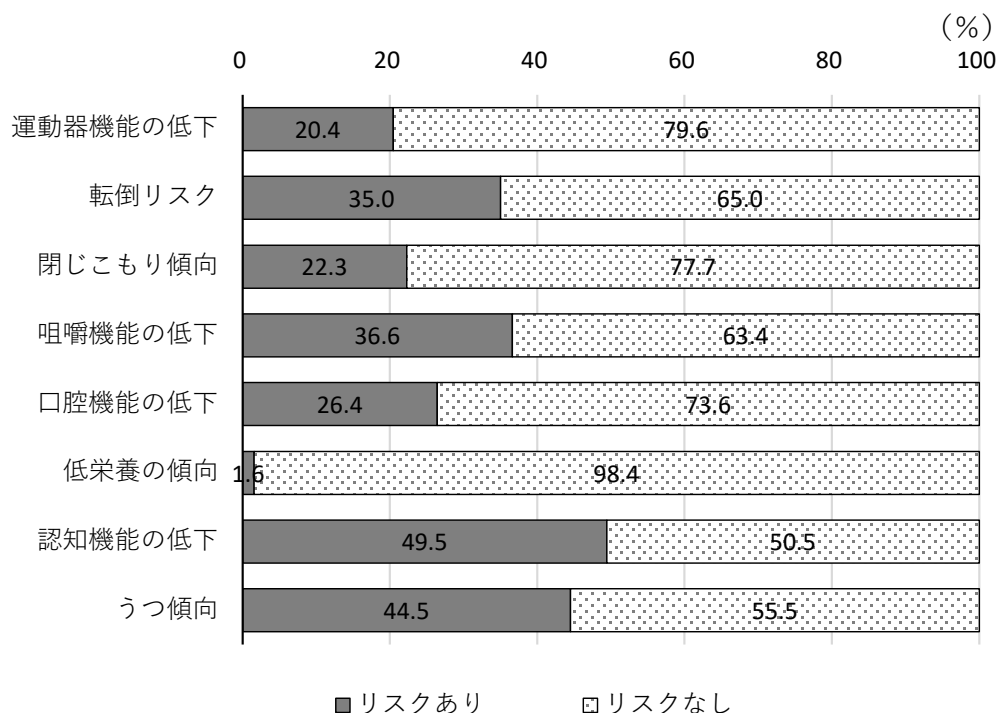
注釈：時点は令和 4 年(2022 年)
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

4 アンケート調査の結果概要

(1) リスクを有する高齢者の割合

認知機能の低下リスク、うつ傾向のリスクを有する方の割合が4割を超えており、比較的高い状況にあります。一方で低栄養の傾向のリスクは、ほぼリスクなしという状況にあります。

■図表：各種リスクを有する割合



注釈：各リスクとも無回答を除く集計結果

出典：高齢者実態調査

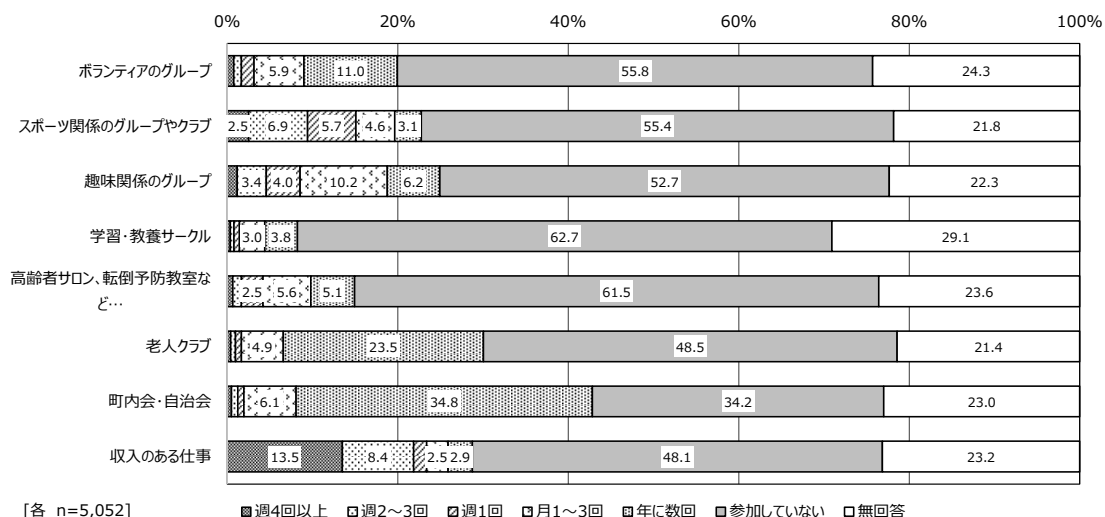
(2) 地域活動への参加の動向

地域活動への参加状況をみると、コロナ禍の影響もあり、全般に参加していないとする割合が高くなっています。老人クラブや町内会・自治会などは、比較的参加の割合が高くなっていますが、頻度としては「年に数回」の割合が高く、頻度が高いものは「収入のある仕事」であり、他に「スポーツ関係のグループやクラブ」となっています。

地域住民の有志の健康づくりや趣味のグループ活動への参加意向では、「是非参加したい」と「参加してもよい」という人を併せて、約6割が参加意向を持っています。一方で、「参加したくない」とする割合は約3割あり、参加したいと思えるきっかけとしては「自身の健康状態が良くなること」や「関心を持てる活動があること」などとなっています。

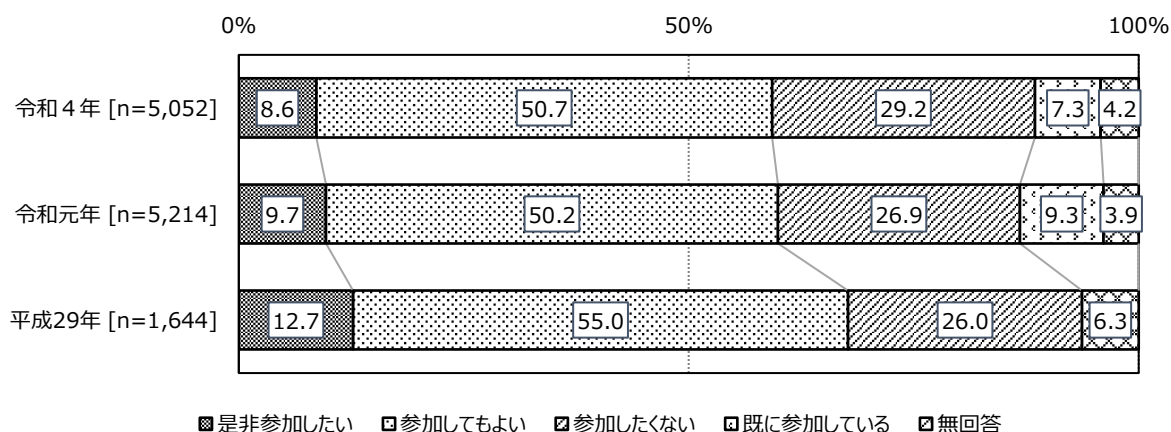
高齢者福祉センターで、どのような講座等があったら参加したいかを尋ねたところ、「映画鑑賞」、「脳トレ・認知症予防」、「健康づくり講座」が比較的高くなっています。

■図表：地域活動等への参加状況



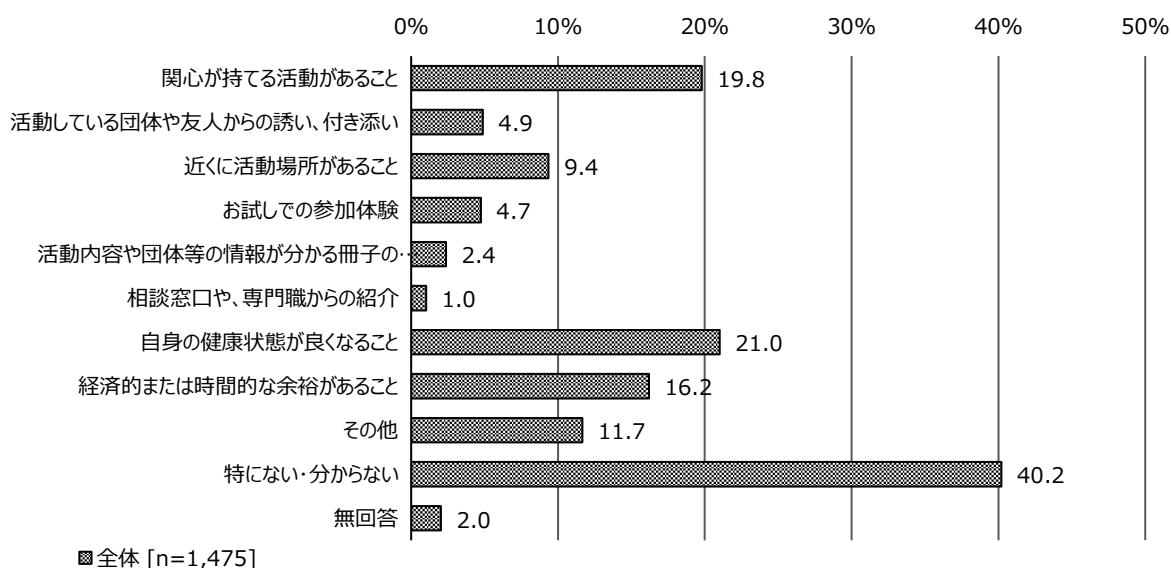
出典：、高齢者実態調査

■図表：地域住民の有志の健康づくりや趣味のグループ活動への参加意向



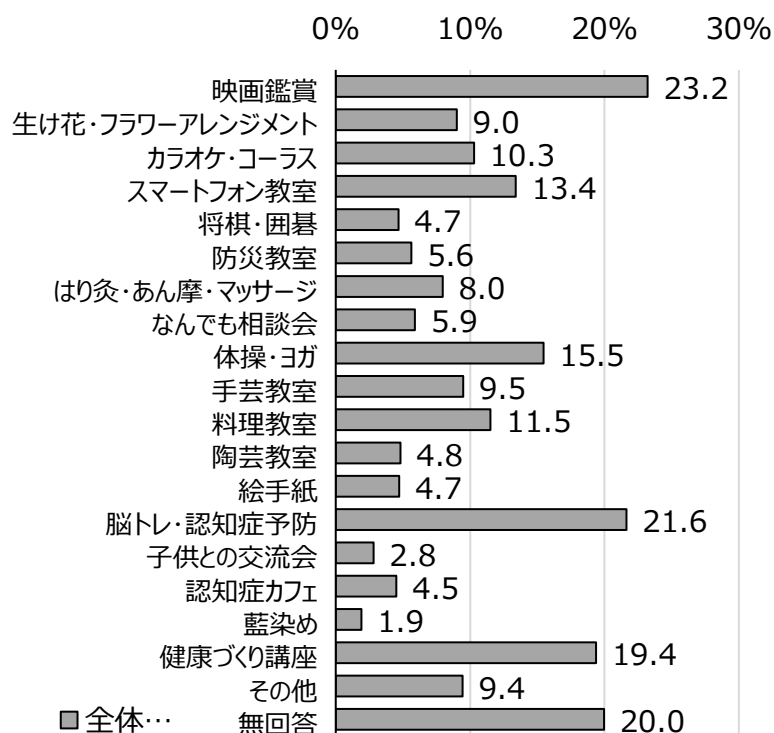
出典：高齢者実態調査

■図表：参加したいと思えるきっかけ〔複数回答〕



出典：高齢者実態調査

■図表：高齢者福祉センターで参加したい講座等〔複数回答〕



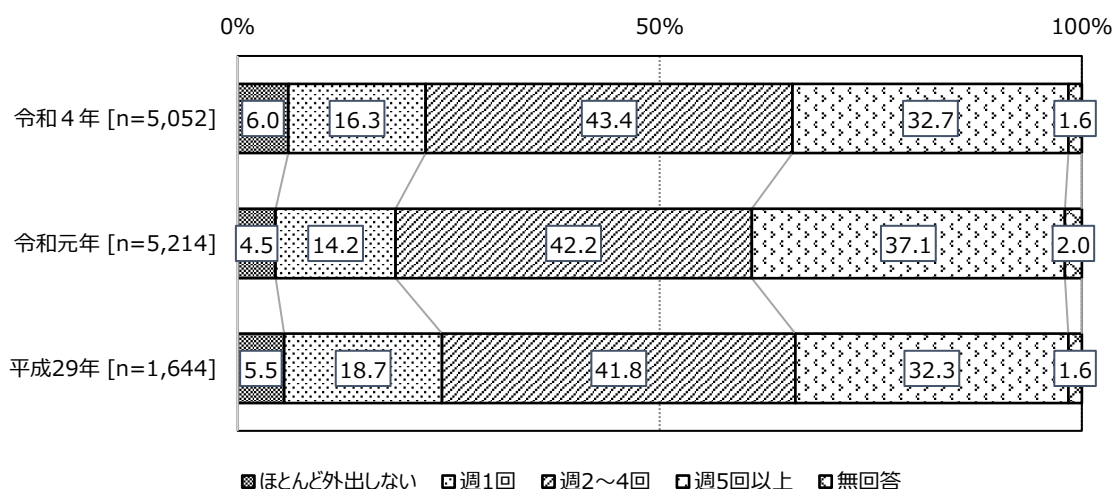
出典：高齢者実態調査

(3)外出について

外出の頻度は、「週 2～4 回」が 43.4%で最も多く、次いで「週 5 回以上」(32.7%)、「週 1 回」(16.3%)、となっています。昨年とくらべると「とても減っている」と「減っている」を併せて、3 割強の人が、減ったとしています。

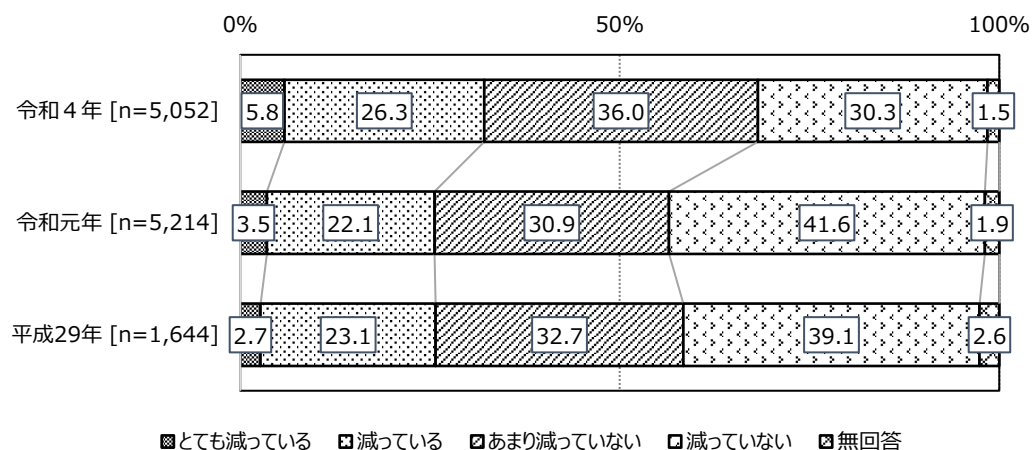
外出する際の移動手段は、「自動車（自分で運転）」が 7 割近くあり、次いで「徒歩」、「自転車」などとなっています。

■図表：外出の頻度

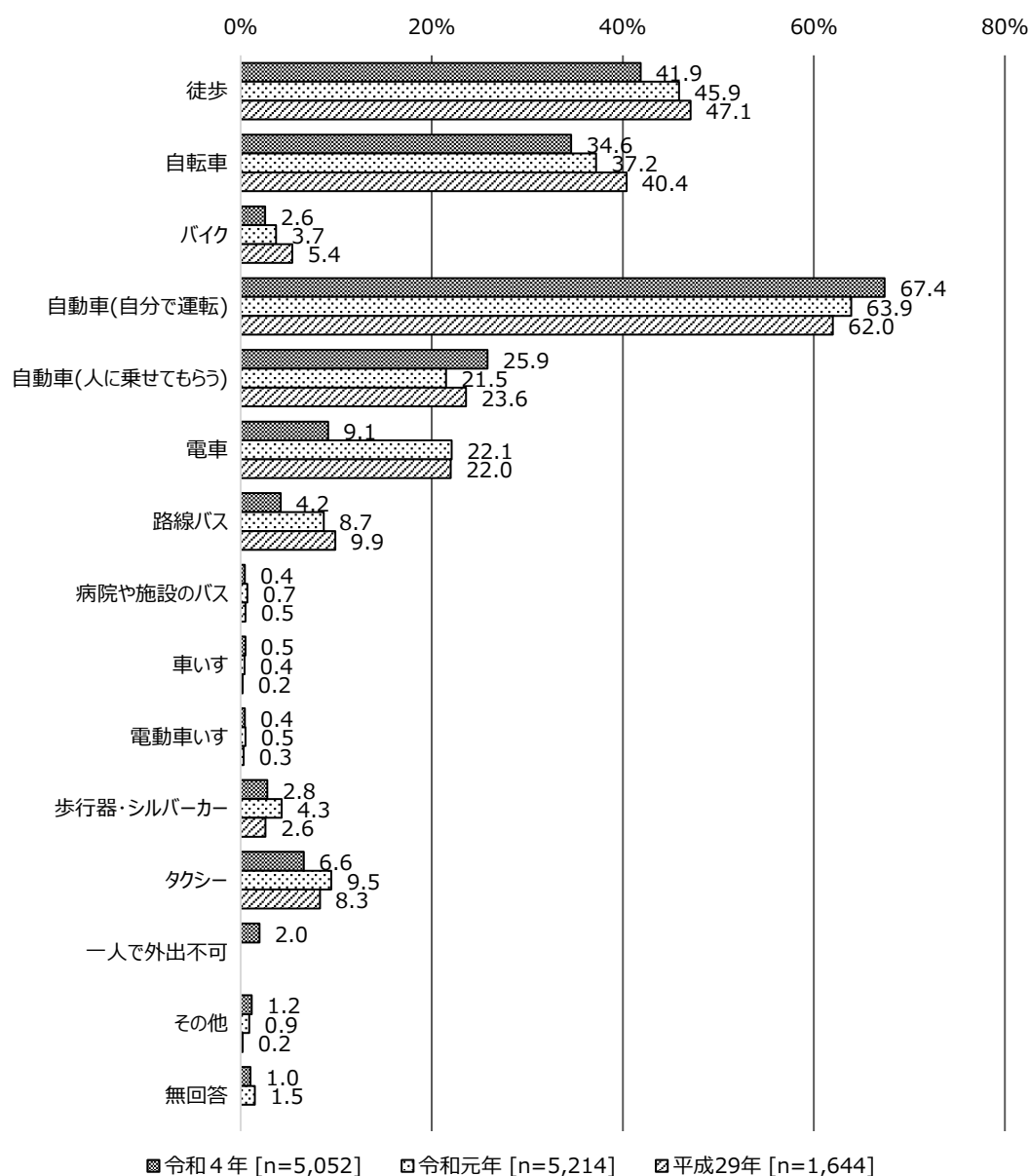


出典：高齢者実態調査

■図表：昨年度と比べての外出の回数



■図表：外出の際の移動手段〔複数回答〕



出典：高齢者実態調査

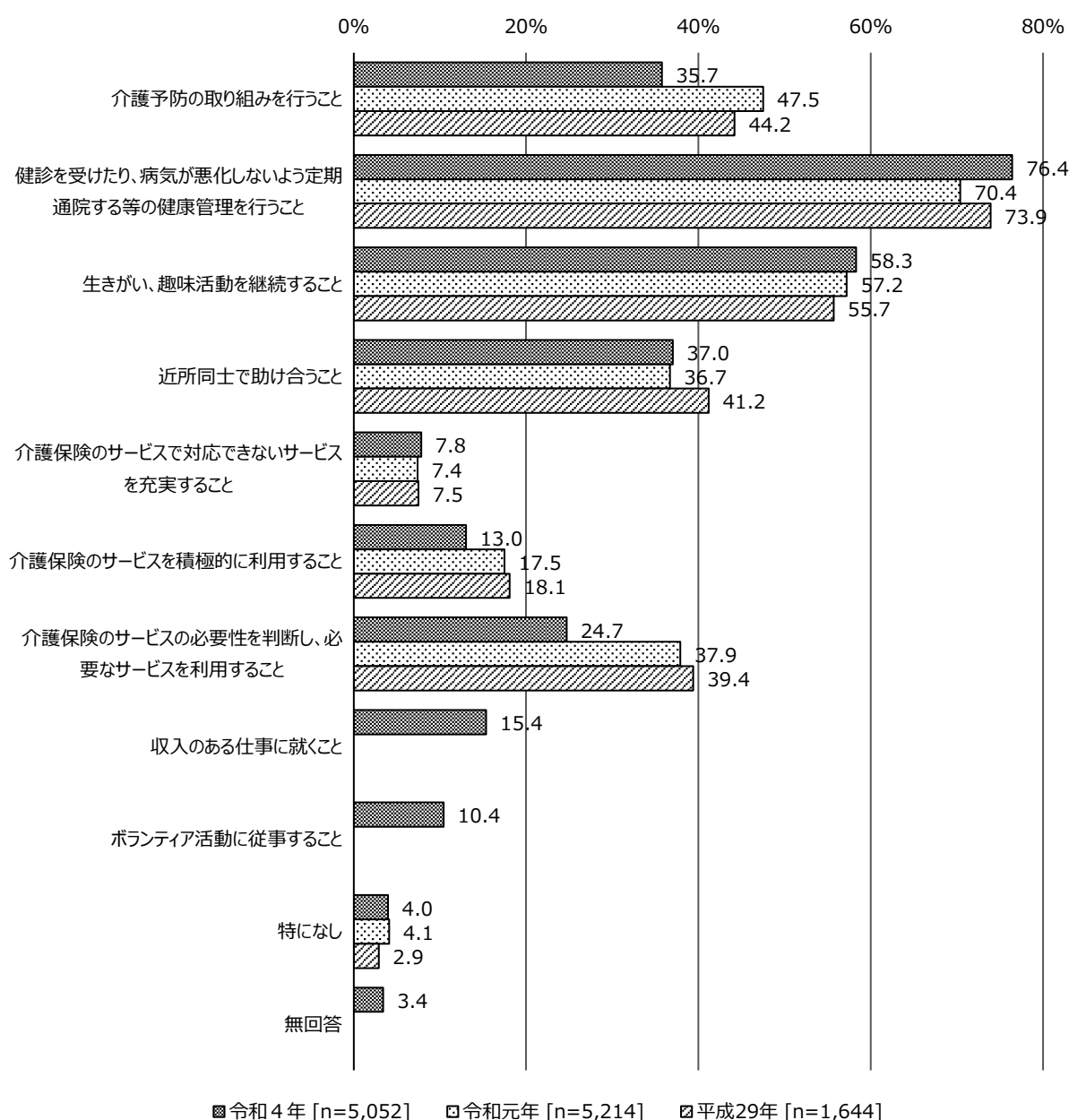
(4) 今後の生活について

高齢になっても自立した生活を送るために必要なことは、「健診を受けたり、病気が悪化しないよう定期通院する等の健康管理を行うこと」(76.4%) が最も多く、次いで「生きがい、趣味活動を継続すること」(58.3%)、「近所同士で助け合うこと」(37.0%)、「介護予防の取り組みを行うこと」(35.7%) となっています。

また、介護が必要になった場合、どのようにして生活を送りたいかということについては、「在宅で、訪問介護や通所介護などの介護保険のサービスのみを利用して生活したい」が最も多くなっています。

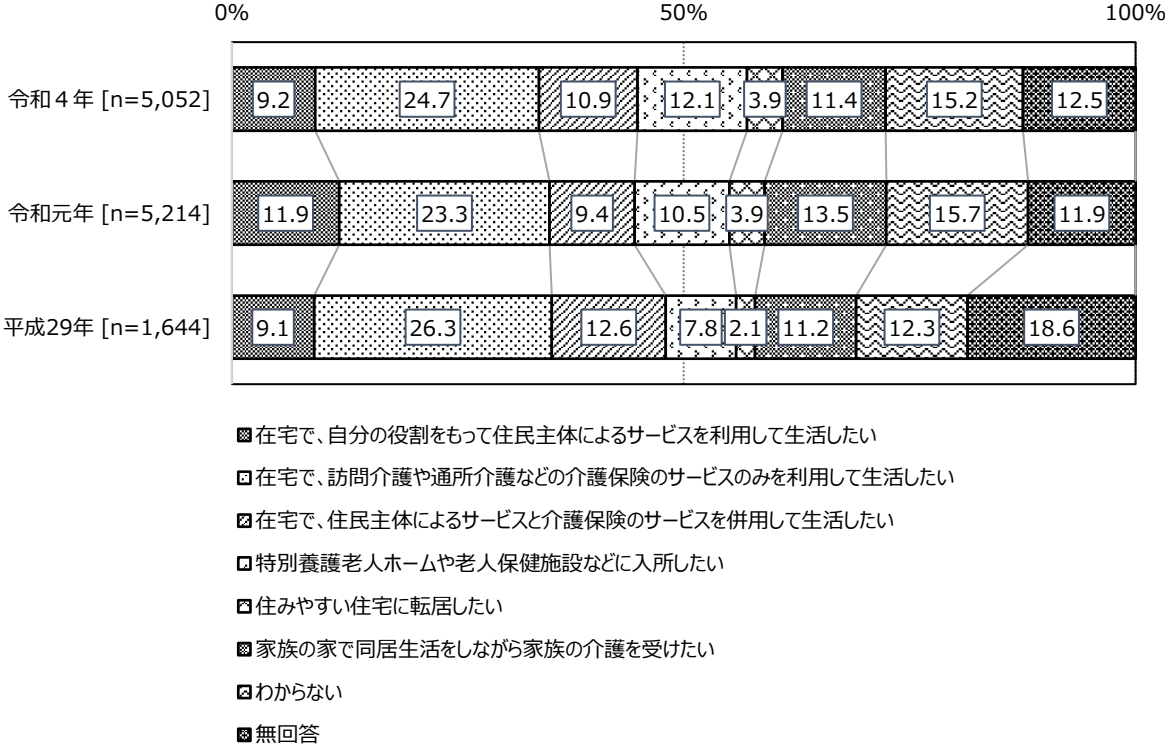
在宅生活の継続に必要な支援・サービスは、高齢者実態調査では、病院等への送迎や除雪、雪下ろしなどが多く、在宅介護実態調査では外出同行、移送サービスなど移動に係る支援・サービスが多くなっています。

■図表：高齢になっても自立した生活を送るために必要なこと〔複数回答〕



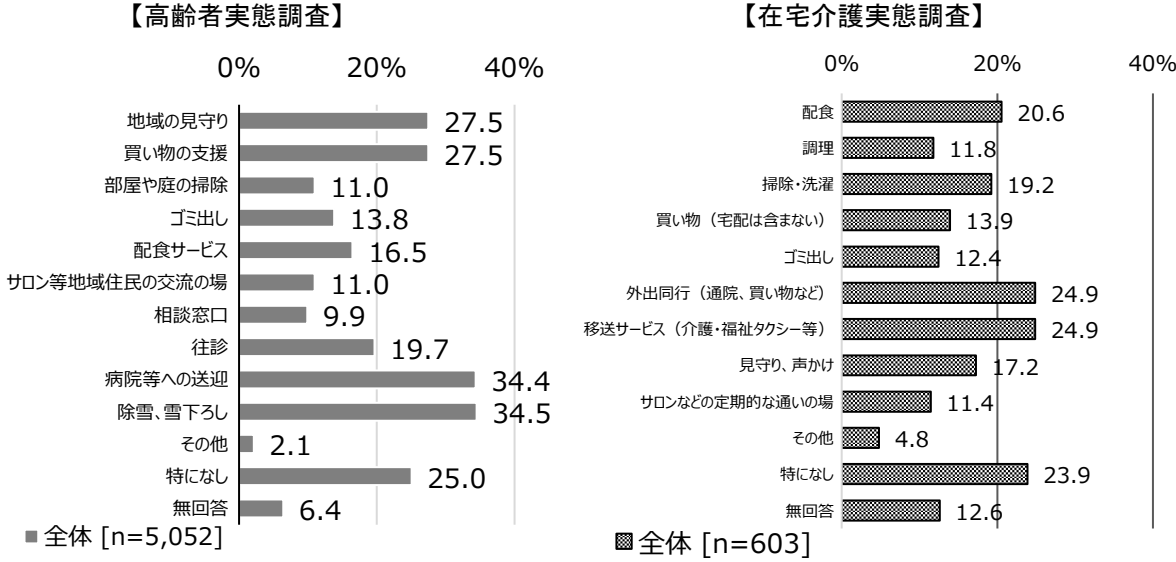
出典：高齢者実態調査

■図表：介護が必要となった場合の送りたい生活



出典：高齢者実態調査

■図表：在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス〔複数回答〕



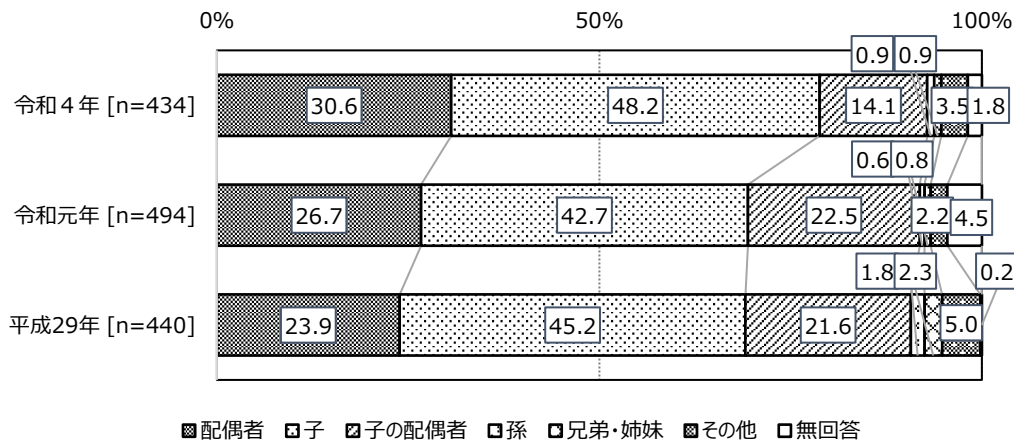
出典：高齢者実態調査、在宅介護実態調査

(5)介護の状況

主な介護者は、「子」が半数近くあり、次いで「配偶者」が3割程度となっています。

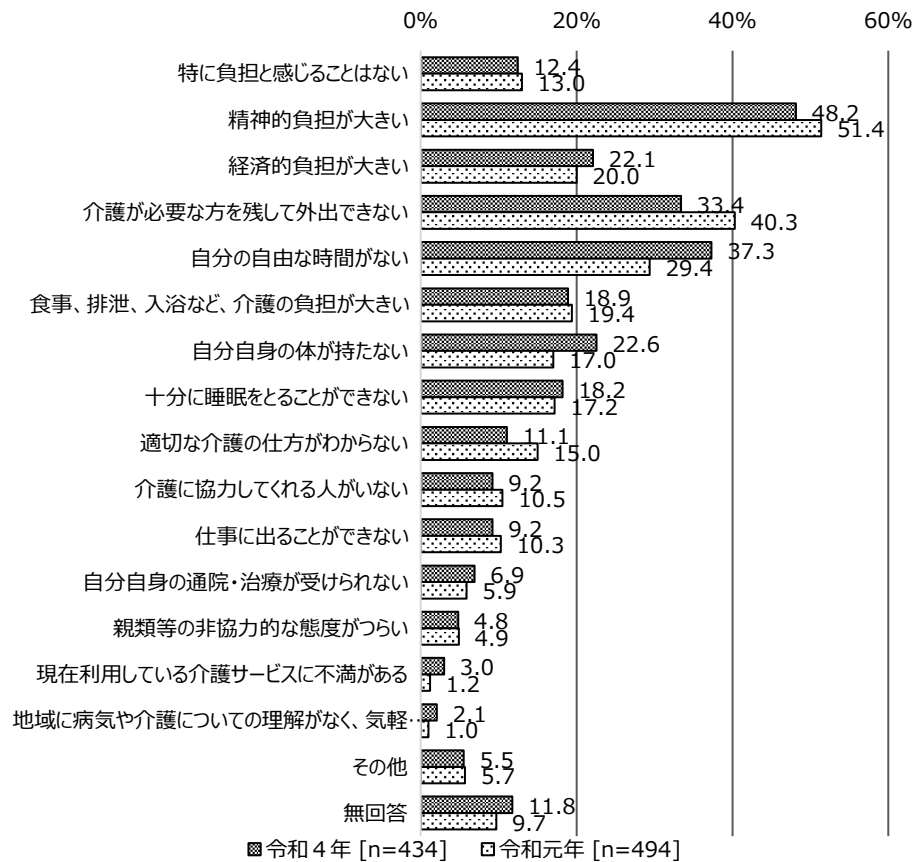
介護者が介護をする上で困っていることは、「精神的負担が大きい」が最も高く、次いで「自分の自由な時間がない」「介護が必要な方を残して外出できない」などとなっています。また、生活を継続するにあたり、介護者が不安に感じる介護は、「認知症への対応」「夜間の排泄」「外出の付き添い、送迎等」が高くなっています。

■図表：主な介護・介助者



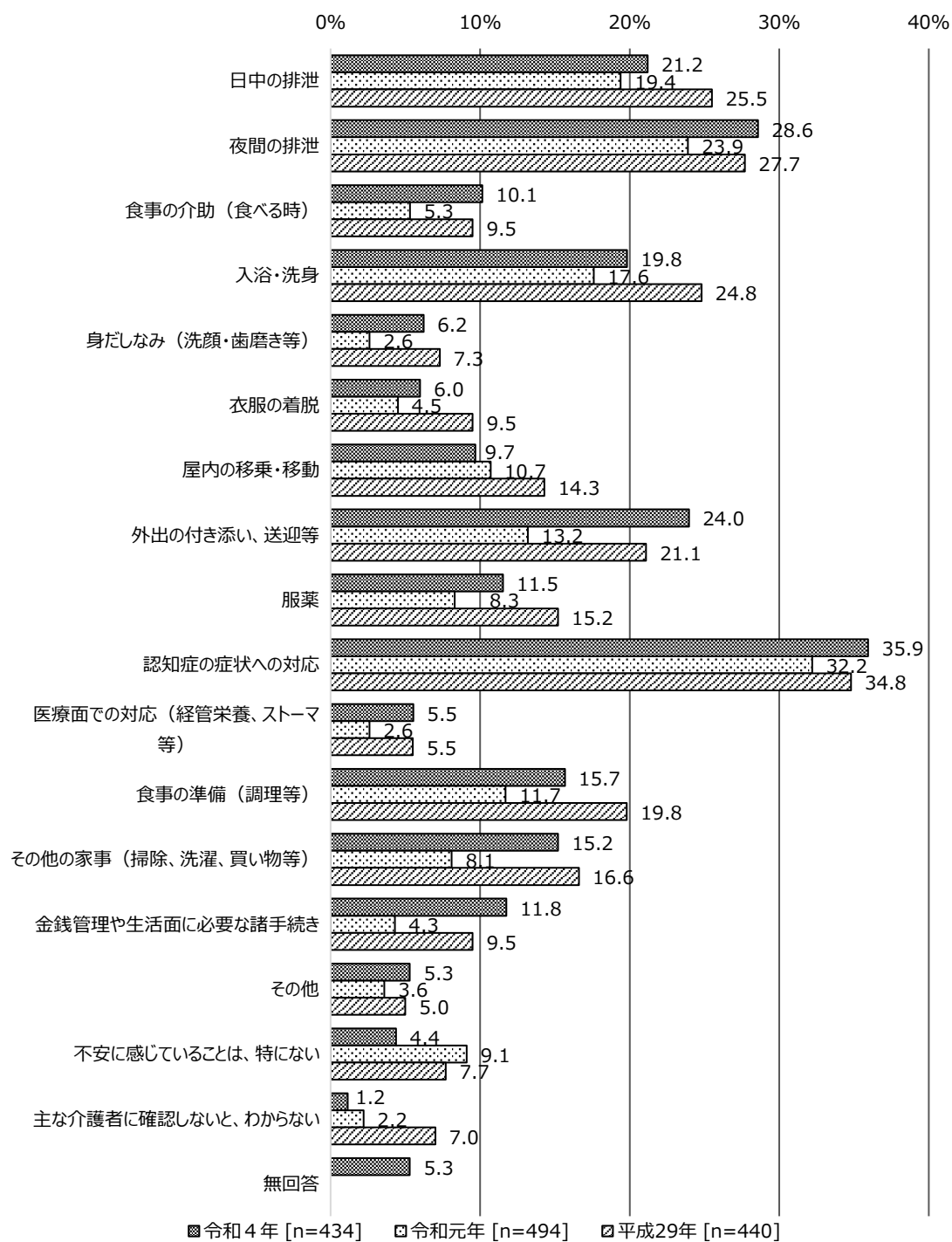
出典：在宅介護実態調査

■図表：介護をする上で困っていること〔複数回答〕



出典：在宅介護実態調査

■図表：生活を継続するにあたり、介護者が不安に感じる介護〔複数回答〕

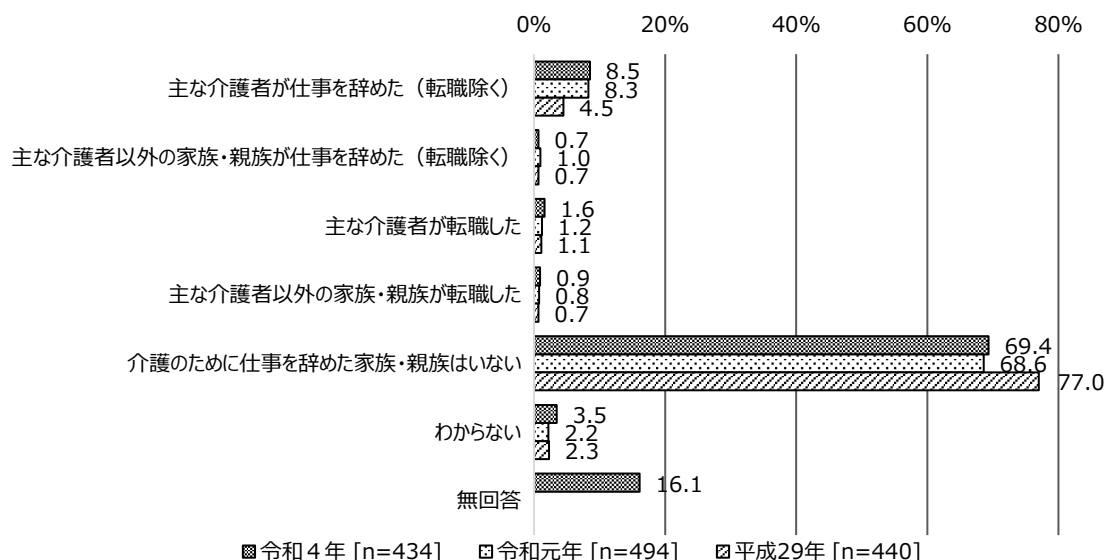


出典：在宅介護実態調査

介護を主な理由として過去1年の間に仕事を辞めた方がいると回答した方は、主な介護者で1割弱となっています。一方、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」とする割合は7割近くになっています。

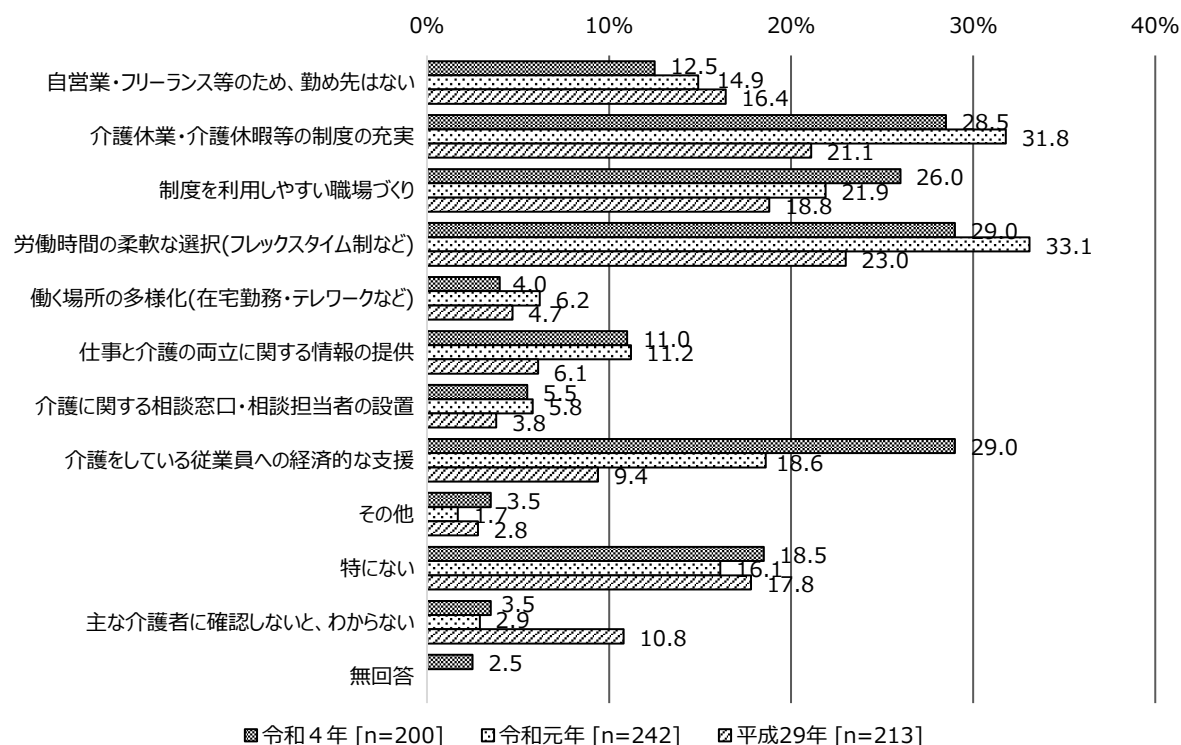
仕事と介護の両立に効果のある勤め先からの支援については、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」「労働時間の柔軟な選択」「介護をしている従業員への経済的な支援」などが、比較的多くなっています。

■図表：介護離職の経験（過去1年間）〔複数回答〕



出典：在宅介護実態調査

■図表：仕事と介護の両立に効果のある勤め先からの支援〔複数回答〕



出典：在宅介護実態調査

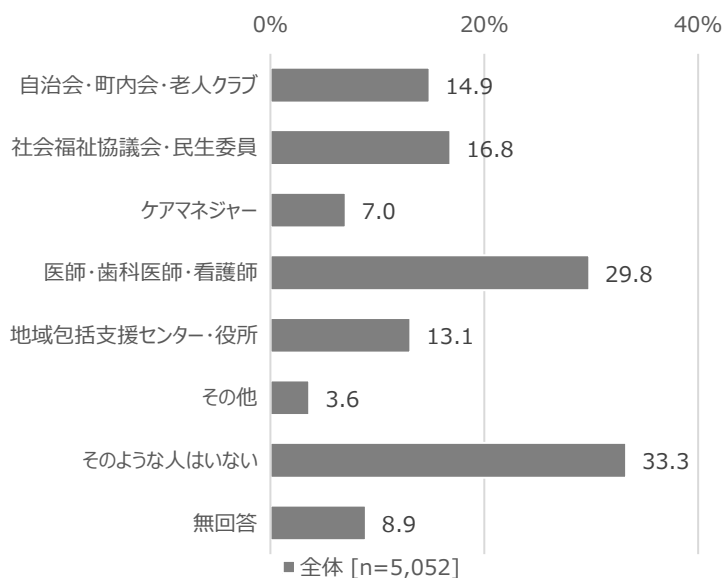
(6)相談相手・相談先について

一般高齢者の人に家族や友人、知人以外の相談相手を聞いたところ、「医師・歯科医師・看護師」とする回答が約3割となっていますが、「地域包括支援センター・役所」は1割強にとどまっています。

在宅介護実態調査で介護者の人が介護の悩みを相談できる人を聞いたところ、「ケアマネジャー（介護支援専門員）」と「家族」が約6割と高くなっていますが、「地域包括支援センター」との回答は1割にとどまっています。

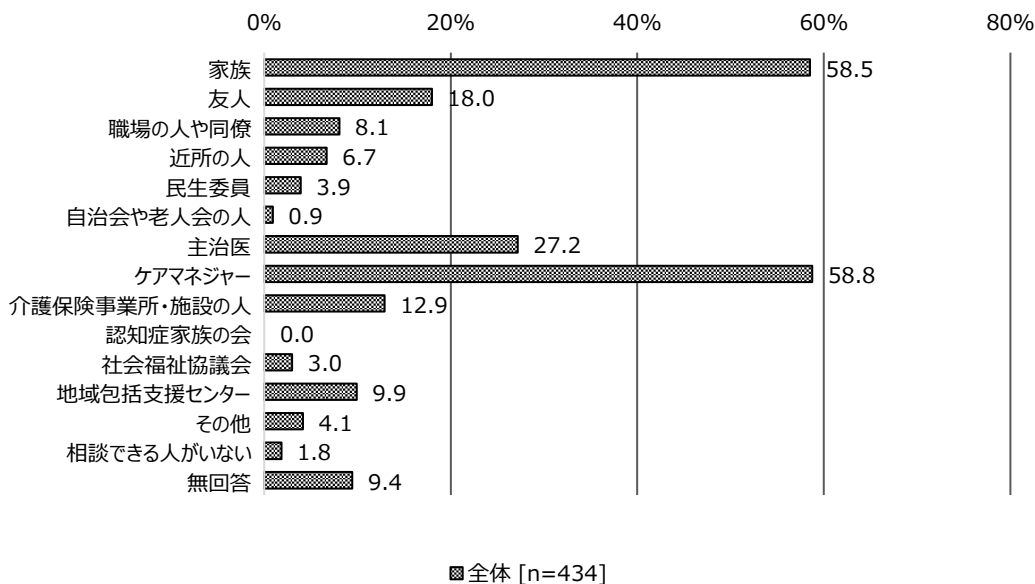
地域包括支援センターの利用については、「相談ごとなどで利用したことがある」が13.8%と、前回調査（12.0%）に比べ、2ポイント近く上昇しています。一方で、「センターのことを知らない」とする割合は39.5%で、前回調査（40.9%）とほぼ同水準の状況にあります。

■図表：家族や友人、知人以外の相談相手〔複数回答〕



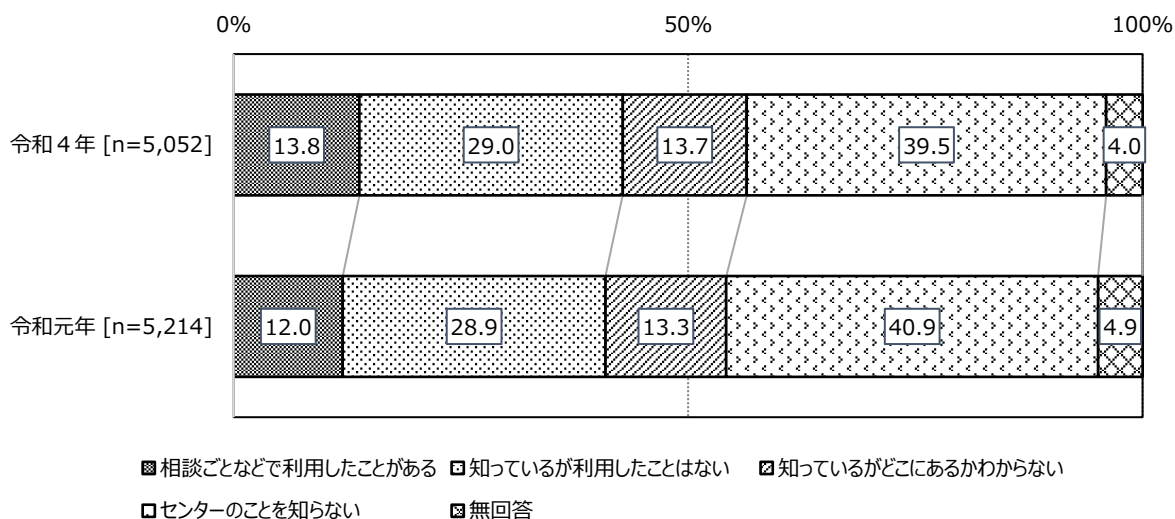
出典：高齢者実態調査

■図表：介護者の人が介護の悩みを相談できる人〔複数回答〕



出典：在宅介護実態調査

■図表：地域包括支援センターの認知度・利用状況



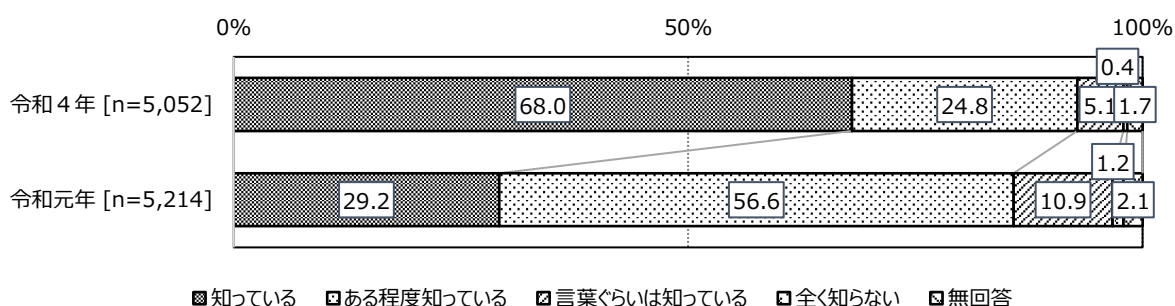
出典：高齢者実態調査

(7) 認知症の予防について

認知症という病気について「知っている」とする高齢者の人は7割近く、ある程度知っているとする人と併せると、9割を超える人が知っているとされています。

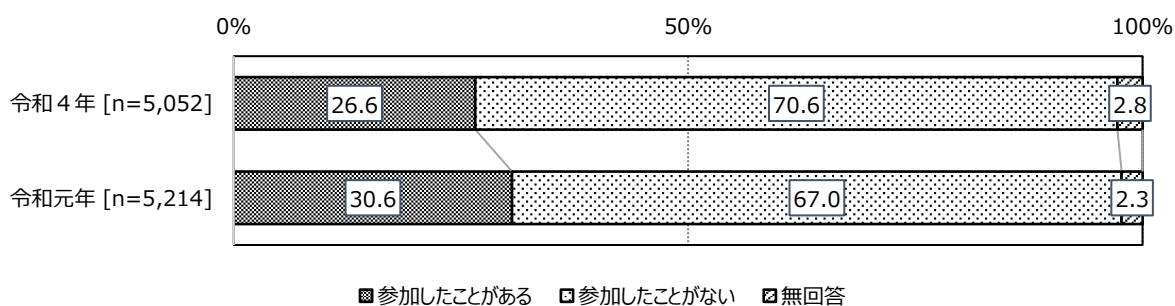
一方で、認知症に関する講演会や催し物などへの参加経験では、「参加したことがある」とする人の割合は26.6%と、認知度に対して低い水準に止まっています。

■図表：認知症という病気の認知度



出典：高齢者実態調査

■図表：認知症に関する講演会や催し物などへの参加経験



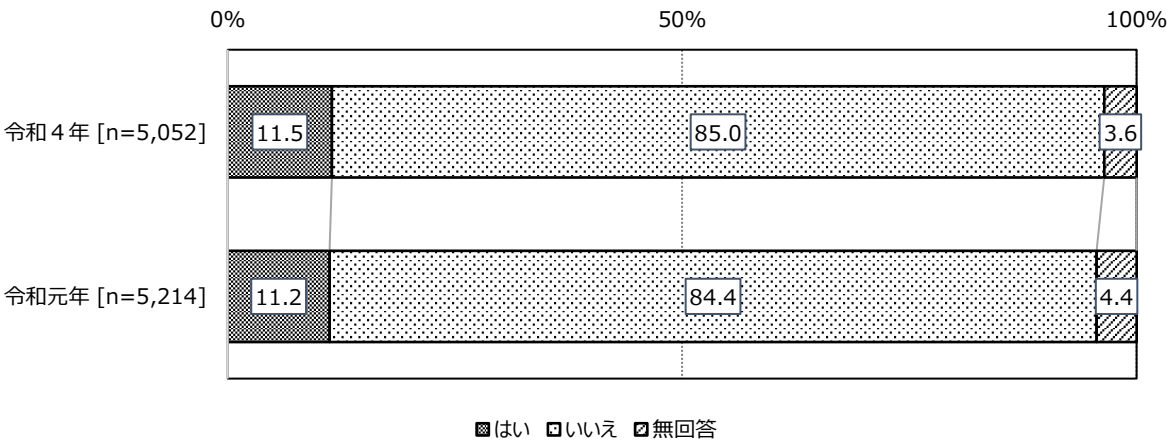
出典：高齢者実態調査

(8)認知症の症状の状況・相談先

自分または家族に認知症の症状がある人がいるとする割合は1割程度となっています。

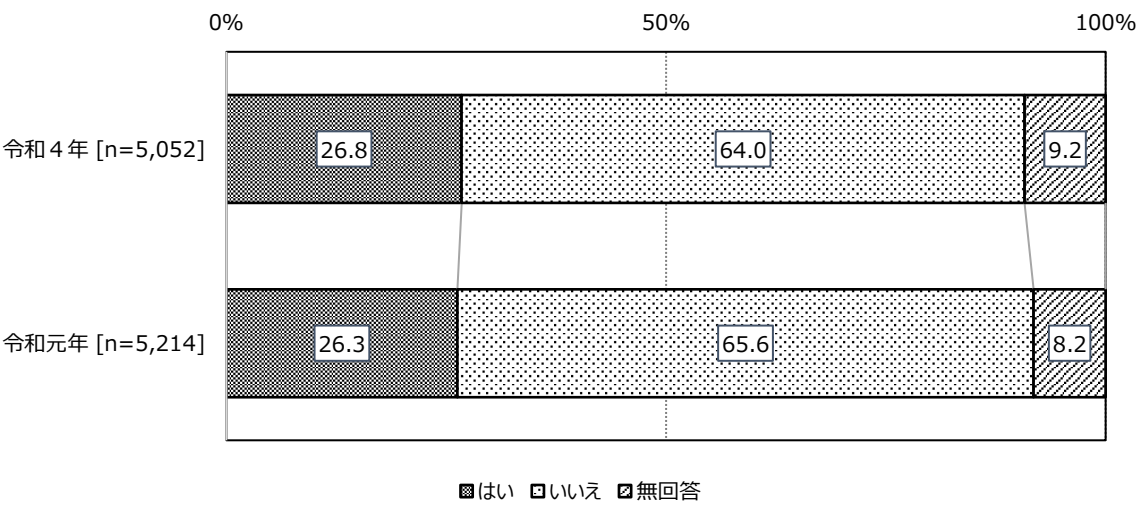
認知症に関する相談窓口を知っているとする人の割合は、約27%となっています。身近な人に認知症の疑いがあるときの相談先としては、「病院」が4割強あり、次いで「地域包括支援センター」が3割強となっています。一方、どこに相談したらよいかわからない人も1割程度います。

■図表：認知症の症状がある又は家族の認知症の症状の有無



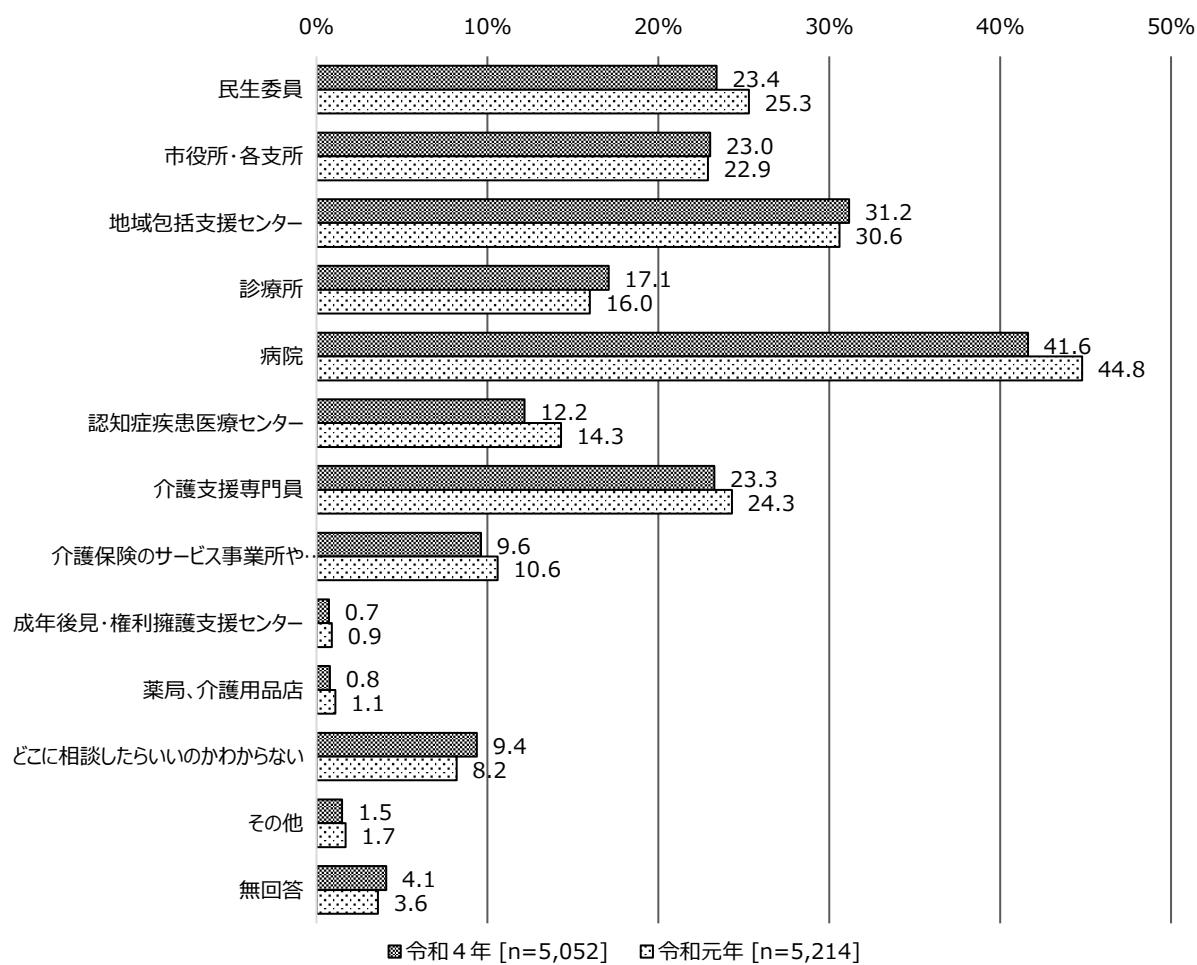
出典：高齢者実態調査

■図表：認知症に関する相談窓口の認知状況



出典：高齢者実態調査

■図表：身近な人に認知症の疑いがあるときの相談先〔複数回答〕

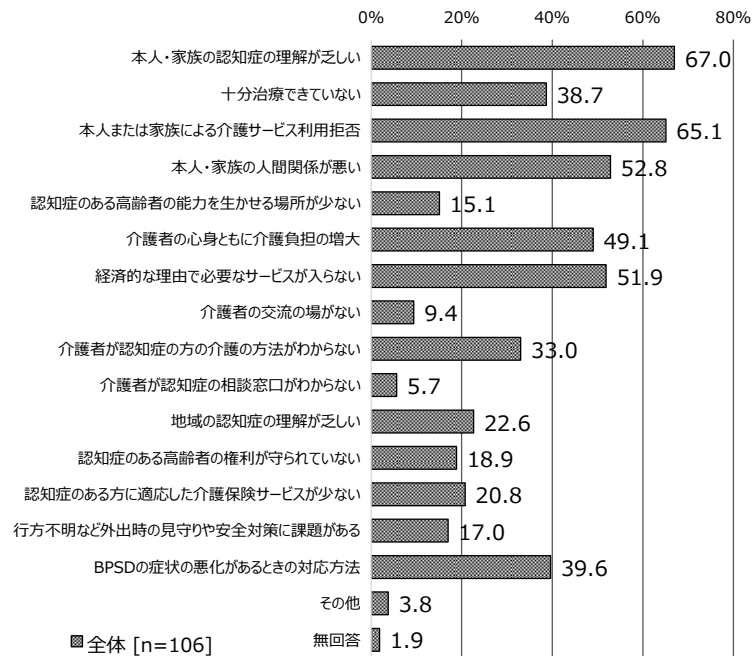


出典：高齢者実態調査

(9) 認知症の支援にあたり支援困難と感じる事例

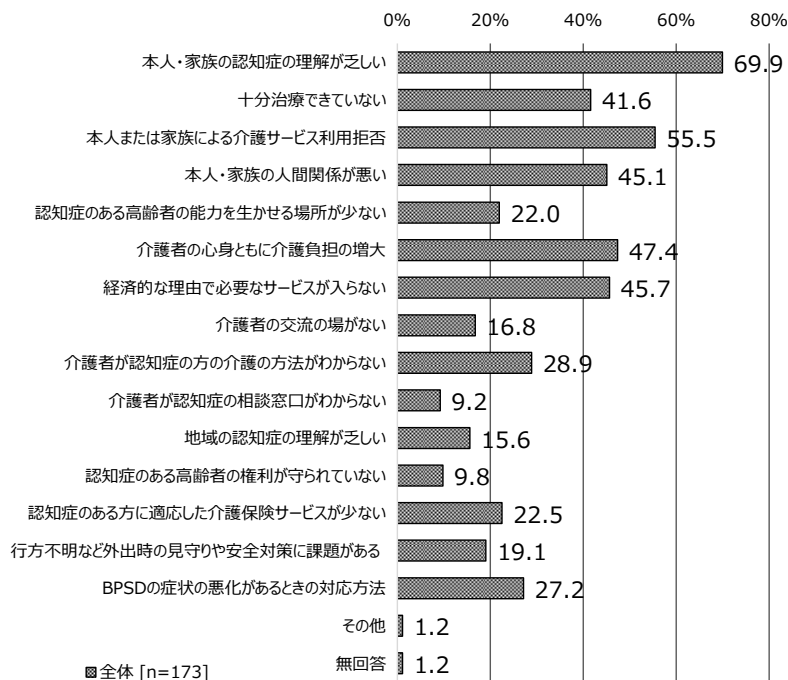
認知症の支援にあたり困難と感じる事例は、介護支援専門員、訪問看護師とも、「本人・家族の認知症の理解が乏しい」が7割弱であり、次いで「本人または家族による介護サービス利用拒否」となっています。

■図表：認知症の支援にあたり困難と感じる事例（介護支援専門員）



出典：高齢者保健福祉の推進に関する調査（介護支援専門員用）

■図表：認知症の支援にあたり困難と感じる事例（訪問看護師・介護職）



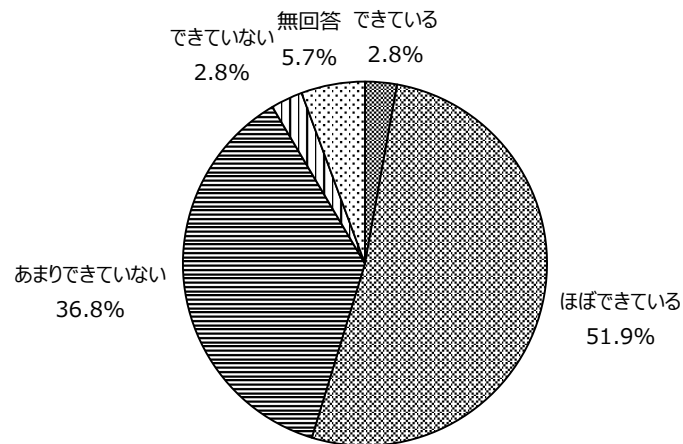
出典：高齢者保健福祉の推進に関する調査（訪問看護師・介護職用）

(10) 認知症支援における関係者・関係機関との連携

認知症支援における医療機関（医師）との連携状況は、介護支援専門員調査では、できているとする割合が5割を超えています。また、訪問看護師・介護職調査では、4割強でできているとなっています。

■図表：認知症の支援での医療機関（医師）との連携（介護支援専門員）

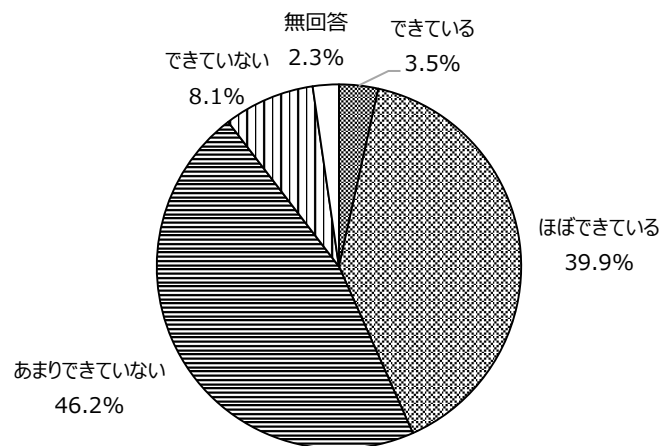
全体 [n=106]



出典：高齢者保健福祉の推進に関する調査（介護支援専門員用）

■図表：認知症の支援での医療機関（医師）との連携（訪問看護師・介護職）

全体 [n=173]

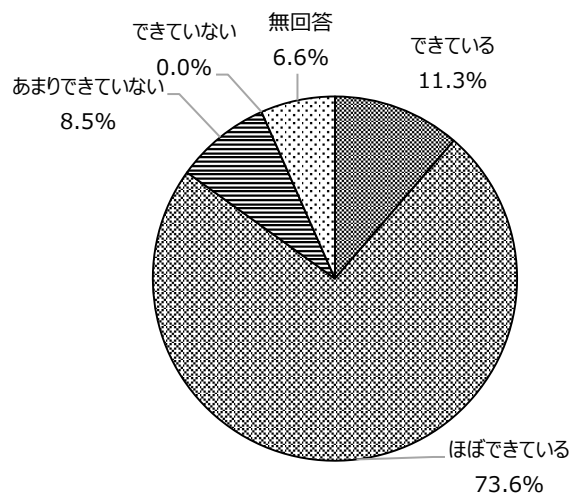


出典：高齢者保健福祉の推進に関する調査（訪問看護師・介護職用）

介護関係者との連携状況については、介護支援専門員調査では、できているとする割合が8割を超えています。また、訪問看護師・介護職調査でのケアマネジャー（介護支援専門員）との連携においてもできているとする割合は8割を超えています。

■図表：認知症の支援での介護関係者との連携（介護支援専門員）

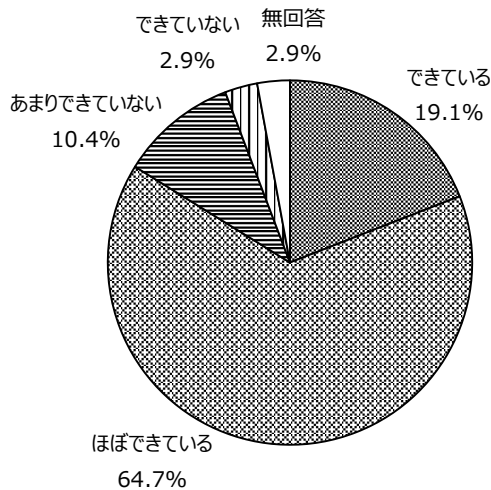
全体 [n=106]



出典：高齢者保健福祉の推進に関する調査（介護支援専門員用）

■図表：認知症の支援でのケアマネジャー（介護支援専門員）との連携（訪問看護師・介護職）

全体 [n=173]



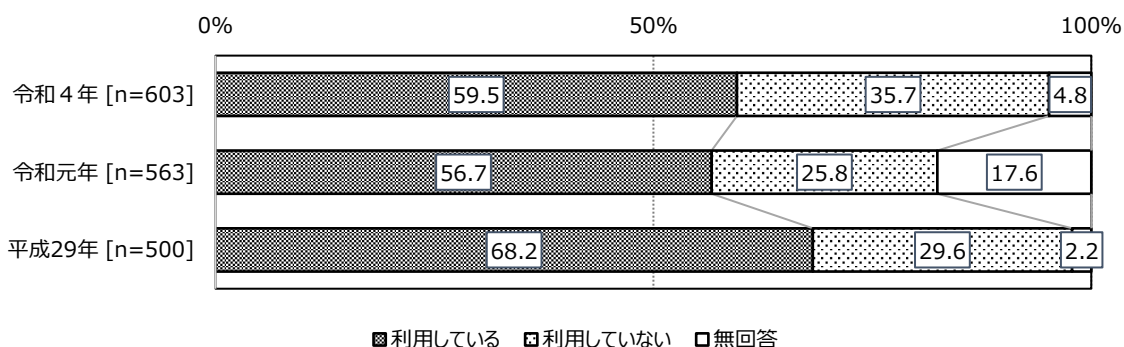
出典：高齢者保健福祉の推進に関する調査（訪問看護師・介護職用）

(11)住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の介護保険サービスの利用状況

在宅介護実態調査において、介護保険サービスを「利用していない」とする割合は36%程度となります。

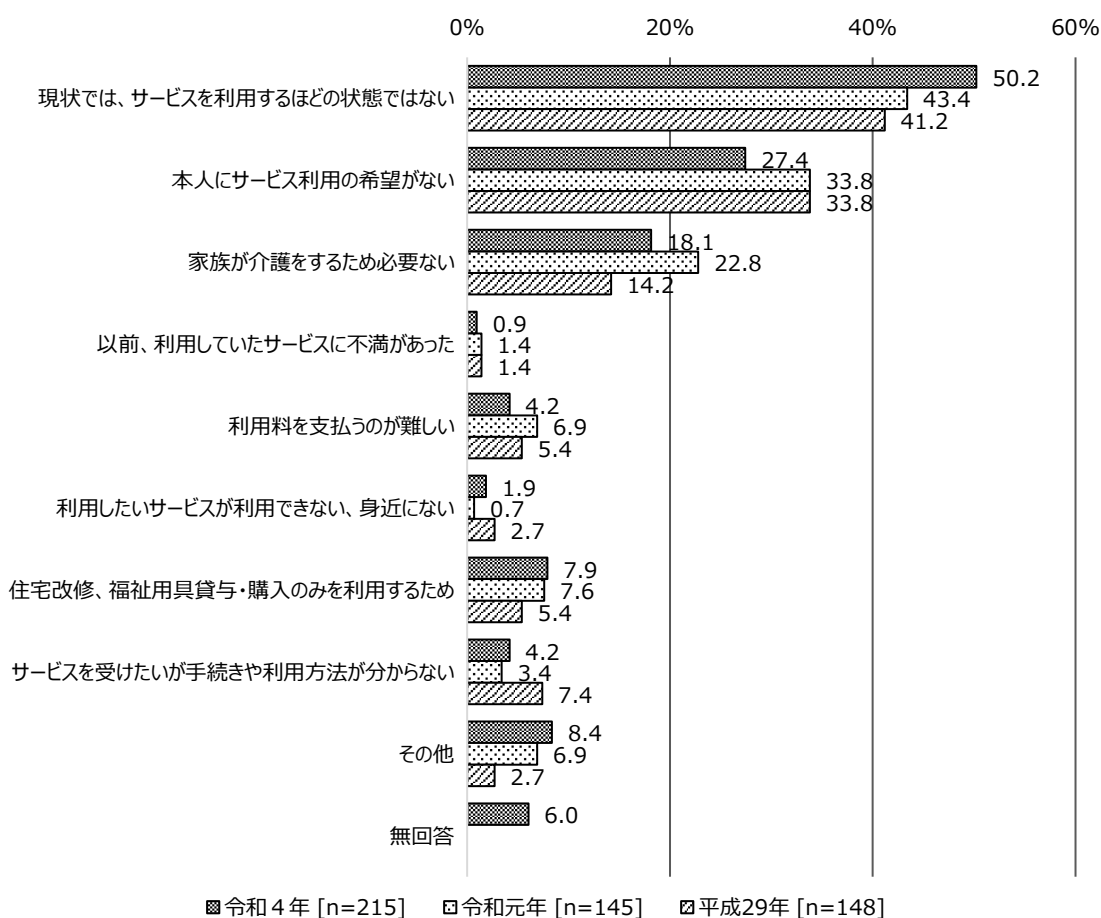
理由として、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が5割程度と最も多くなっています。続いて「本人にサービス利用の希望がない」が約27%、「家族が介護をするため必要ない」が18%程度となっています。

■図表：住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の介護保険サービスの利用状況



出典：在宅介護実態調査

■図表：介護保険サービスを利用していない理由〔複数回答〕



出典：在宅介護実態調査

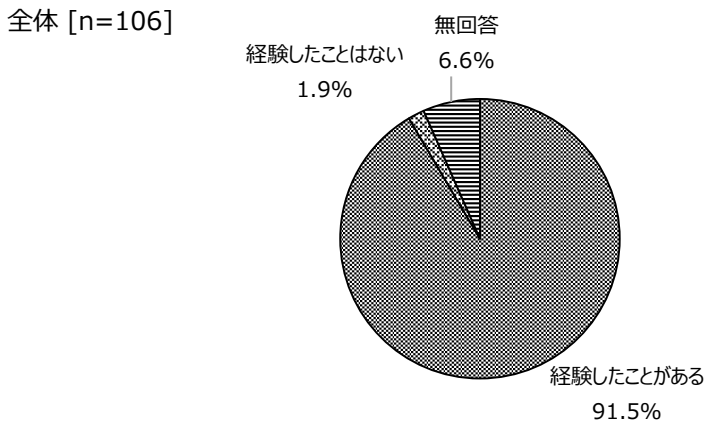
「認知症のある方に適応した介護保険サービスが少ない」と答えた人に不足している介護保険サービスと不足の内容を尋ねたところ、介護支援専門員調査では、「短期入所生活介護」「介護老人福祉施設」などとなっており、訪問看護師・介護職調査では、「訪問看護」「通所介護」などとなっています。

(12)在宅医療・看取り

介護支援専門員の、担当する利用者の看取り経験については、9 割を超える人が経験したことがあるとなっています。

また、在宅医療・看取りの推進に必要なこととして、介護支援専門員調査、訪問看護師・介護職調査ともに、「医療職や介護サービス職などに向けた、在宅医療・看取りに関する情報提供」「家族の介護負担を軽減するための介護サービスの充実」「医療職や介護サービス職などの連携」となっています。

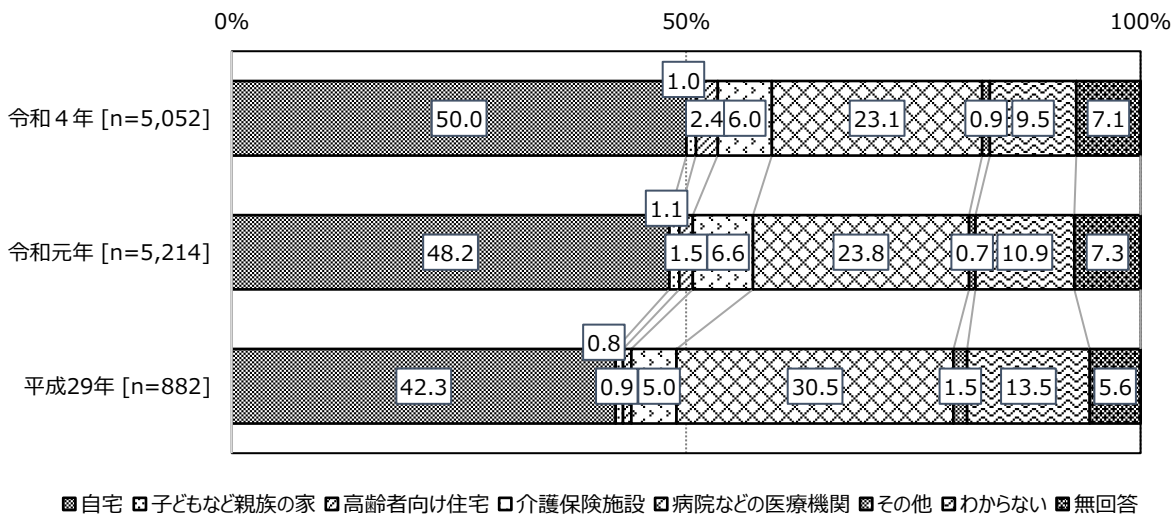
■図表：担当する利用者の看取り経験（介護支援専門員）



出典：高齢者保健福祉の推進に関する調査（介護支援専門員用）

6 か月以内に死期が迫っている場合、最期までの療養生活を送りたい場所は、「自宅」が半数を占め、次いで「病院などの医療機関」（23. 1%）となっています。

■図表：6 か月以内に死期が迫っている場合、最期までの療養生活を送りたい場所



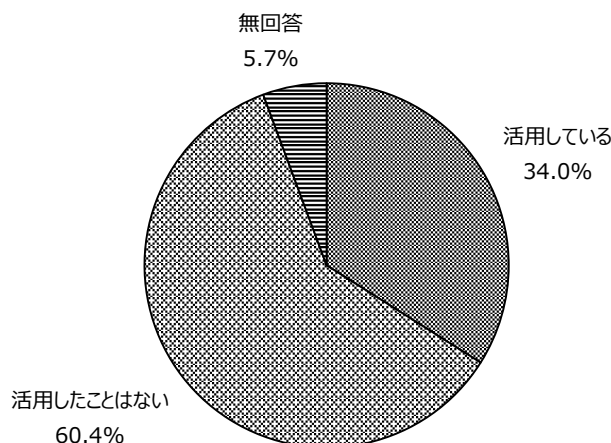
出典：高齢者実態調査

多職種連携に関わる情報を共有するための、びわ湖あさがおネットの活用状況をみると、介護支援専門員調査では、3割を超える人が活用しているとなっています。また、訪問看護師・介護職調査では、活用しているとする割合は2割程度となっています。

■図表：【在宅医療・看取り】

多職種連携に関わる情報を共有するためのびわ湖あさがおネットの活用について（介護支援専門員）

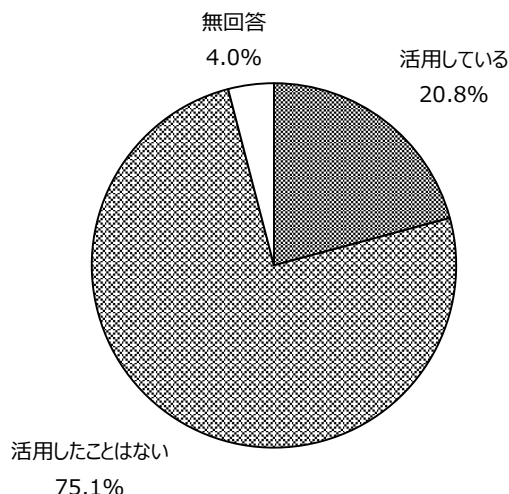
全体 [n=106]



出典：高齢者保健福祉の推進に関する調査（介護支援専門員用）

■図表：【在宅医療・看取り】多職種連携に関わる情報を共有するためのびわこあさがおネットの活用について（訪問看護師・介護職）

全体 [n=173]



出典：高齢者保健福祉の推進に関する調査（訪問看護師・介護職用）

(13)介護人材の確保

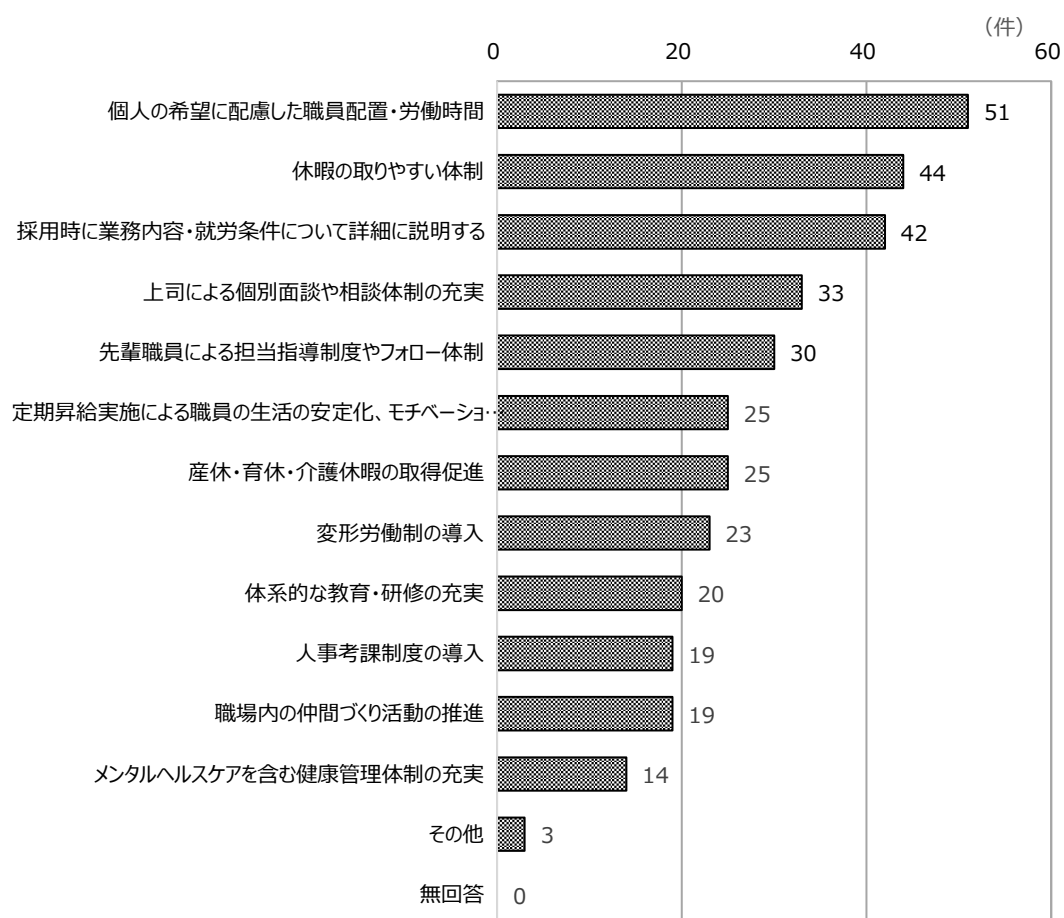
資格保有者ごとの過不足感では、「介護福祉士」「看護師・准看護師」「介護支援専門員」などに不足感があるとする事業所が比較的多くなっています。

職種の人材が不足している（退職者が多い）理由としては、給与面の待遇や精神的負担などが主な理由となっています。

外国人職員の採用に関する意向では、正規職員、非正規職員ともに「採用しておらず、今後募集する予定はない」とする事業所が最も多くなっています。

また、生産性向上のための取組みは、主には、「ICTの導入」となっています。

■図表：職員の定着・退職防止のための取組み



■全体 [n=59]

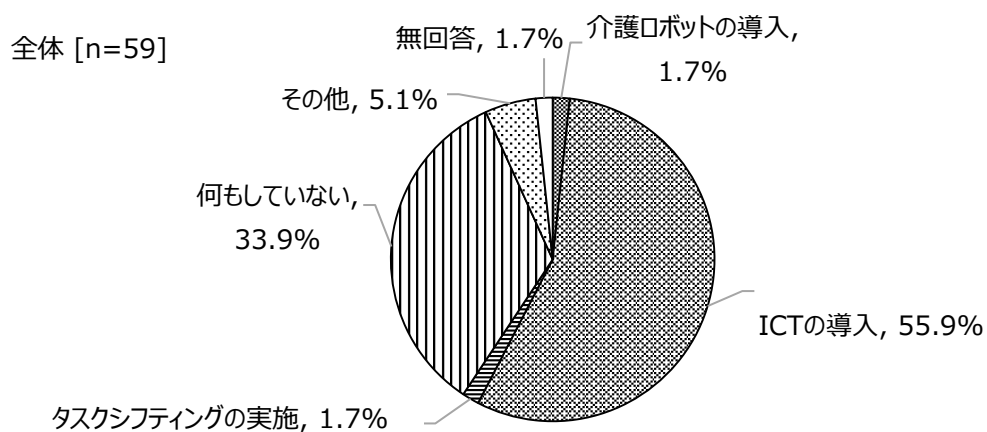
出典：高齢者保健福祉の推進に関する調査（介護サービス事業運営法人用）

■図表：外国人職員の採用状況

	回答数		【参考】割合	
	正規職員	非正規職員	正規職員	非正規職員
採用しており、さらに増やしたい	4	6	6.8%	10.2%
今は採用していないが、採用していきたい	10	8	16.9%	13.6%
今は採用しているが、今後募集する予定はない	0	0	0.0%	0.0%
採用しておらず、今後募集する予定はない	29	31	49.2%	52.5%
知らない・わからない	10	13	16.9%	22.0%
無回答	6	1	10.2%	1.7%
n=	59	59		

出典：高齢者保健福祉の推進に関する調査（介護サービス事業運営法人用）

■図表：生産性向上のための取組み



(※) タスクシフティング

特定の職種から他の職種へ業務を移管すること。例えば、身体的介護以外の業務や介護専門職のサポート等の比較的簡単な作業を行う、介護助手を活用するなど。

出典：高齢者保健福祉の推進に関する調査（介護サービス事業運営法人用）

5 第8期の取組みの現状と第9期に向けた課題の整理

第8期計画期間中の主な取組みの概況と、高齢者を取り巻く現状や、アンケート結果に基づく課題は次のとおりです。

1 地域福祉の推進

後期高齢者人口や要介護認定者数の増加が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備が重要となってきました。

第8期においては、民生委員・児童委員や自治会等関係機関との連携により、普段からの見守り体制を構築するとともに、生活支援ボランティア団体による日常的な生活を支援する取組を進めています。また生活支援コーディネーターを中心に、地域課題の解決を目指した取組を協議する場を設けています。

ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加することから、これまで以上に、関係機関が連携するとともに、民間事業者を含めた多様な主体による様々なサービスをつなぎあわせ、「地域共生社会」実現の観点からも、地域住民一人ひとりが生きがいと役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことができる環境づくりを進めていく必要があります。

2 社会参加の促進

第8期の期間中には、コロナ禍に見舞われたこともあり、地域活動全般にわたって、参加していないとする人の割合が高くなっています。通いの場への参加も6割程度の人に参加していないとされる一方で、地域住民主体のグループ活動への参加については、約6割の人が、きっかけがあれば参加の意向を示しておられます。

従来型の通いの場への参加にとどまらず、いくつになっても生涯学習やスポーツに打ち込む人、雇用期間の延長で元気に働き続ける人など、高齢者のライフスタイルも多様化しており、さらにはICT技術の進展により、人とのつながりの形、社会参加の形も多様になってきています。

第9期においては、これから高齢者の生き方や価値観に合わせた社会参加を促す取組を進めていく必要があります。

3 地域包括ケアシステムの推進

第8期においては、介護、医療、予防、生活支援、住まいを一体的に提供するため介護サービスの基盤整備、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携等を中心にして、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

第9期計画期間には、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を含むことから、高齢者の相談体制や在宅医療・介護連携を充実させる必要があります。また複合的な福祉課題を有する世帯が増加する中、重層的支援体制による地域福祉との連携を継続して強化することが必要となっています。

4 健康づくり・介護予防と自立生活支援の推進

要介護状態に陥らないためには、健康づくり、疾病予防、フレイル防止、介護予防に取り組む必要があります。

令和3年度からは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業も開始し、後期高齢者医療制度、介護保険制度などの制度を越えた連携を行いながら、各種の医療データに基づき高齢者の自立した生活支援・生活習慣病等の重症化予防を支援しているところです。

介護予防については、健康づくりのための運動や交流の機会を増やすために、地域の転倒予防自主グループやサロン等の通いの場の立ち上げや活動の支援をしています。

高齢者実態調査では、在宅での自立生活の継続に必要と感じる支援・サービスとして、「除雪・雪下ろし」、「病院等への送迎」、「買い物支援」が上位を占めています。在宅生活支援施策、介護予防事業に共通して、これまでの施策を継続するとともに、ICT技術の活用、民間事業者の参入・連携を図る視点が重要となってきました。

5 介護・福祉人材の確保・定着・育成

介護人材確保が大きな課題となっている中、事業所と求職者のマッチングを支援する福祉の職場説明会の開催、介護未経験者や外国人、高齢者が参入を図るための研修や補助金、他業界からの新規参入を促進する介護就職応援給付金などを実施しています。

アンケート調査では、「介護福祉士」「看護師・准看護師」「介護支援専門員」などに不足感があり、給与面の待遇や精神的負担などが大きいことが、不足につながる主な理由となっています。

外国人職員については、正規職員、非正規職員ともに「採用していない」とする事業所が多い状況にあります。

生産性向上のための取組みとしては、主には、「ICTの導入」となっています。

第9期においては、多様な人材の参入促進として、「職場説明会」の開催など、より効果的な事業実施に向け、開催方法や周知方法等を検討する必要があります。また外国人参入促進事業として事業所も外国人も情報を受け取りやすい方法での情報発信を行っていくことが必要です。

様々な参入支援や定着支援の補助金等制度を活用していただくために、制度の周知や情報提供を行い、制度利用を促進する必要があります。

介護・福祉人材育成に向けた支援では、引き続き、事業所の抱える課題等に応じた研修テーマを選定し、受講しやすい方法による研修開催等が必要です。

給与面の待遇改善は、介護報酬の改定により対応されているところではありますが、人材不足の状況に変わりはなく、事業所の人材確保や定着に向けた支援が引き続き求められます。

また、事業者同士の連携や情報の共有に係る支援、ICTの工夫で効率化が図れることについて周知・啓発が必要です。

6 認知症施策の推進

本市は、国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき、「長浜市オレンジプラン」という形で施策を推進してきました。

様々な取り組みの結果、高齢者実態調査では、認知症という病気について「知っている」とする高齢者の割合が増加しました。引き続き、認知症のことを自分ごととして意識してもらうため、あらゆる年齢層に対する周知啓発が必要です。

認知症のある人の社会参加や介護者の負担軽減のため、認知症高齢者等 SOS ほんわかネットワーク事業や認知症おでかけあんしん保険を推進してきました。今後も、「認知症のある人とその家族にやさしいまち」になるように、「共生」と「予防」の視点での取組が必要です。

なお、第9期の期間においては、国の「認知症施策推進大綱」の中間評価を踏まえた施策の推進とともに、令和5年に「認知症基本法」が成立したことから、今後の施行に向けて国が策定する「認知症施策推進基本計画」の内容も踏まえた施策推進、とりわけ、認知症のある人やその家族の声を聞いた施策づくりが必要となっています。

7 介護サービスの確保・推進

必要となる介護サービスの確保及び、健全で持続可能な介護保険事業運営を推進するため、地域密着型サービス施設の整備、中山間地域でサービス提供を行う事業者の支援、介護サービス事業所との連携、介護給付の適正化に取り組みました。

各サービスの給付や総合事業はコロナ禍で見込みが立てにくくなっていましたが、介護保険サービスの利用傾向等を見通した地域密着型サービス施設の整備を介護人材の不足状況を考慮しながら進める必要があります。また、介護予防を推進することで、今後の保険料の上昇を抑制することも必要です。

さらに、今後においても適切な介護保険事業運営を進めていくため、継続的な介護サービス事業所との連携や介護給付の適正化が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

長浜市総合計画では、めざすまちづくりのテーマの1つに「健康・福祉 ～いきいきと温かく生きる～」を掲げ、地域に暮らす全ての人が、生涯を通じて充実した生活を営むことができるよう、健康づくりや地域のなかで支え合う医療・福祉体制の充実を図るとしています。

少子高齢化がますます進行し、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、住み慣れた地域で自分らしく生活するためには、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の体制整備、地域の多様な主体がともに支え合う地域共生社会の実現が重要となります。

あわせて高齢者が自身の健康を意識し、健康づくりや介護予防に努め、また生きがいを持って社会で活躍し続けることも、自分らしくいきいきと暮らすために重要な視点と考えます。

このことから、だれもが、住み慣れた地域で健康で「いきいき」と暮らし、医療、介護が必要となっても、地域のつながりによる普段からの見守りや支え合いにより、また必要な福祉サービスや介護サービスの利用により「あたたかく」安心して暮らせる社会の実現を目指すという考え方のもと、第8期計画の基本理念を継承し、本計画における基本理念を次のとおり定めます。

みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち

2 計画の基本目標

基本理念の実現を目指して、次の5つの基本目標を設定して施策を推進します。

基本目標
①地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備
②市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり
③安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進
④認知症のある人が共生できる地域社会の推進
⑤持続可能な介護保険制度の推進

①地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備

高齢者をはじめ、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や関わりのある支援者、団体、企業などが相互に支え合うことのできる地域をともに創っていくことができる体制を整備します。

関係者・機関をつなぐネットワークの連携強化や地域福祉を支える担い手の育成、生活支援体制整備事業の充実など「地域で支えあう体制・ネットワークの強化」、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者の住まいの確保や災害時・緊急時の安全対策など「安心・安全な住まい・生活環境

の整備」、誰もが気軽に立ち寄り交流を深め、孤立を防ぎ仲間や楽しみを見つけられる場所や機会の創設「地域の居場所づくり」に取り組みます。

②市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり

健康でいきいきとした生活を送るためには、市民一人ひとりが自分の健康状態を自覚し、主体的に健康づくりに取り組むこと、また他者や社会との関わりを継続することが重要です。健康づくりに取り組みやすい環境整備を進め、健康寿命の延伸を目指し、いつまでも生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指します。

社会の中で役割を持ち、意欲的な社会参加を支援する「高齢者の活動支援・生きがいづくり」、介護予防の充実や病気等の重症化を予防する「健康づくり・介護予防・疾病等の重症化予防の推進」に取り組みます。

③安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進

高齢者が生活する場を自分で選び、人生の最期まで自分らしく暮らし続けるためには、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び推進が必要です。実効性を高めるべく関係機関と連携し引き続き取り組みを進めていきます。

高齢者の在宅生活の維持に向け、生活を支える様々なサービスの確保や在宅医療と介護の連携など「在宅生活を支えるサービスの充実」、地域包括ケアシステムの中核的な機関である地域包括支援センターの充実など「相談・支援体制の強化」、高齢者の人権を守るため、権利擁護の制度活用や高齢者虐待防止など「高齢者の人権尊重・保護」に取り組みます。

④認知症のある人が共生できる地域社会の推進

認知症のある人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向け、認知症基本法が令和5年6月に成立しました。常に認知症のある人の立場に立ち、認知症のある人及びその家族の意向の尊重に配慮することや認知症に関する国民の理解が深められること、切れ目なく保健医療サービス、福祉サービスその他のサービスが提供されることなどが位置づけられています。本計画においても法令の趣旨に則り、認知症に対する知識の普及や認知症予防に向けた取組など「市民の理解促進」、早期発見・早期対応の体制づくりや介護者への支援など「必要な支援・サービスを受けられる体制の推進」、生活のあらゆる場面で障壁をなくす認知症バリアフリーや本人の意見等発信支援など「社会参加の促進」に取り組みます。

⑤持続可能な介護保険制度の推進

後期高齢者人口が増加していく一方、それを支える現役世代は減少していくことが見込まれており、介護サービス費の増大や介護人材不足が懸念されています。介護を担う人材の安定的な確保・育成や介護職の負担軽減が重要であるとともに、保険者として介護保険制度の適切な運営が求められます。

介護保険制度についての周知・啓発の機会の確保など「市民の正しい制度理解の促進」、不足している介護人材の確保・定着、質の向上など「介護・福祉人材確保に向けた支援」、必要な介護サービスの確保やケアプランの点検・指導など「適切な介護サービスの確保・利用促進」に取り組めます。

3 計画の枠組み

枠組みとして推計人口の推移、高齢化率、要介護等認定者数の推計等を記載予定

(次回の審議会において提示予定)

4 施策の体系

基本目標	施策の方向性	基本施策
地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備	地域で支えあう体制・ネットワークの強化	地域におけるネットワークの連携強化
		地域福祉活動の担い手の育成
		生活支援体制整備の推進
		福祉意識の醸成と広報・啓発の充実
	安心安全な住まい・生活環境の整備	高齢者の生活環境の充実
		災害時・緊急時の安全対策の充実
	地域の居場所づくり	地域の居場所の整備の推進
市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり	高齢者の活動支援・生きがいづくり	社会参加の促進
	健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進	健康づくり・介護予防の推進
		健康づくり・介護予防の取組への支援
安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進	在宅生活を支えるサービスの充実	自立生活支援サービスの確保
		在宅医療・介護連携の推進
	相談・支援体制の強化	地域包括支援センターの充実
	高齢者の人権尊重・保護	権利擁護・成年後見制度の利用促進
		高齢者虐待の防止と対応
認知症のある人が共生できる地域社会の推進	市民の理解促進	認知症に対する知識の普及と理解の促進
	必要な支援・サービスを受けられる体制の推進	早期発見・早期対応のための体制の推進
		認知症のある人や介護者への支援の推進
	社会参加等の支援	認知症バリアフリーの推進
持続可能な介護保険制度の推進	介護・福祉人材確保に向けた支援	介護人材の確保
		介護人材の定着促進
		介護人材の質の向上
	適切な介護サービスの確保	介護サービスの確保
		介護給付適正化の取組

5 ロジックモデル・アウトカム指標

施策体系は下記のロジックモデルの考え方に基づいて構成されています。ロジックモデルは、施策が目標とする成果を達成するに至るまでの「こうしたら（活動の結果＝アウトプット）」「こうなった（結果から得た成果＝アウトカム）」という論理的な関係を体系的に図式化したものです。「最終アウトカム」（目指す姿）から逆算し、その達成に至る過程の中間アウトカム、初期アウトカムと、その達成状況を評価するためのアウトカム指標を下記の通り設定しました。アウトカムは一つの事業・施策の実施により達成されるものではなく、複数の事業・施策の結果として得られる姿を現します。施策の展開で位置付けられている事業・施策を着実に推進し、結果として目指す姿を獲得できるように取り組みます。

最終アウトカム	指標
いきがいをもち支え合いながら、安心して生活できるまち 長浜	

アウトカム		指標
中間	初期	
多様な地域のつながりの中で住民が主体となって支え合う風土が醸成され、地域を中心とした社会全体で支える体制が整備されている	多様なつながりで継続して支え合う仕組み・体制ができている	
	住み慣れた地域で安心して暮らせるための住まい・環境が整っている	
	近くて気軽に集える、多様な地域の居場所がある	
介護予防、重症化予防等の取り組みや社会参加の推進と自立生活支援サービスの両輪を充実し、高齢者が生きがいを見つけ、できるだけ長く地域で自立したいいききとした生活が実現できている	生きがい・外出の楽しみがあり、社会の中で役割を持つ高齢者が増える	
	介護予防、病気の重症化予防の取組を行い、健康づくりへの意識が高まって、取組が継続できている	
多様な地域福祉ニーズや複雑・複合化する課題に対応すべく、医療・介護・福祉・住まい・生活支援が連携した地域包括ケアシステムが推進されている	本人が希望する住まいで生活できるサービスや介護者の負担を軽減できる仕組みが充実し、適切に提供されている	
	気軽に相談できて必要な支援につながる体制がある	
	高齢者の人権が尊重され、尊厳ある生活を守るための体制がある	
「予防」と「共生」の施策充実を図り、認知症のある人とともに安心して生活できる地域となっている	認知症の理解が市民の多くに浸透している	
	地域の身近なところで専門チーム等による必要な支援・サービスを受けられる体制が整っている	
	認知症のある人への地域の見守り体制があり、認知症のある人が社会での役割を持ち、自分らしく生活できる	
高齢者・後期高齢者の増加の中、制度が周知され、サービスが適切に利用され、持続可能な給付体制が整っている	制度や事業等のわかりやすい情報が市民に届き、正しい理解がされている	
	福祉の人材が確保・育成され、働きやすい職場環境が整えられている	
	必要なプラン点検や指導等が実施できている	
	適切にサービスが利用され、それに見合った保険料が定められている	

第4章 施策の展開

1 地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備

1. 地域で支えあう体制・ネットワークの強化

(1) 地域におけるネットワークの連携強化

【第8期の振り返り】

地域に暮らすあらゆる人が、様々な形で周囲と関わりを持ち、身近な生活課題に対応できるよう、地域におけるネットワークづくりと連携の強化を進めてきました。具体的には、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターといった関係団体同士、さらには関係団体と地域組織・住民とが共通の課題について話し合い、協働していく取り組みを積極的に行っています。

地域における福祉活動の担い手が充足しているとは言えない中、地域課題の複雑化、増加傾向が進んでいることから、今後も地域福祉との連携、ネットワークづくりを推進する必要があります。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	民生委員・児童委員との連携	●民生委員・児童委員活動による見守り等への支援を進め、地域包括支援センター等との専門機関との連携を密にするとともに、地域での見守りや支えあいを促進します。 ●地域の中でひとり暮らし高齢者等が孤立しないように、民生委員・児童委員による、日常的な見守り、声かけ、個別相談、訪問、ネットワークづくりといった日々の活動の支援を継続します。
2	地域ネットワーク活動の推進	●長浜市社会福祉協議会と連携を図り、市内15か所の地区社会福祉協議会ごとに、担当する生活支援コーディネーターを配置し、住民・地域の関係団体とともに地域に応じた地域福祉活動を推進します。 ●地域の関係者や専門職による地域ケア個別会議や、地域ケア推進会議を通して、顔の見える関係づくり、互いの役割を共有するとともに、個別事例から地域課題を抽出し、課題解決を図るための地域づくりや政策形成につながる仕組みづくりを行います。
3	専門機関の連携強化	●地域包括支援センターについて、自治会、民生委員・児童委員、介護支援専門員、生活支援団体や事業所など地域の関係団体とのネットワークを強化し、高齢者の身近な相談窓口として、機能強化を図ります。 ●介護支援専門員研修会や主任介護支援専門員会議等において、ケアマネジメントに必要な情報提供や情報交換を行うことで、サービスの円滑な利用や課題解決力の向上を支援します。
4	重層的支援体制整備事業	●地域の複雑・複合化するニーズに対応するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に提供する重層的支援

		体制整備事業の実施に向けて、関係する組織や機関と調整を図りながら取り組みます。
--	--	---

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
地域包括支援センターと地域団体等のネットワーク活動の件数（件）	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	216	226	236	246

(2)地域福祉活動の担い手の育成

【第8期の振り返り】

地域における様々な活動の維持・活性化や、複雑化する地域課題の解決に向けては、幅広い世代の担い手の育成が必要となっている中、高齢者自身が能力と経験を活かして、地域における支え合い・助け合いの担い手として活躍いただける活動を企画・支援しています。

コロナ禍を経て、低調となった地区活動も数多いものの、高齢者実態調査では、地域住民主体のグループ活動に対し約6割の人が、知人からの声かけや、役割を与えられる、といったきっかけがあれば参加したいとの意向も示しており、長浜市社会福祉協議会とともに、活動の再活性化とあわせ、担い手の育成に向けた企画の実施、周知と広報を行っていく必要があります。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	地域福祉の担い手づくり	●長浜市地域福祉計画に基づき、住民や関係団体・事業所、長浜市社会福祉協議会等との連携により、地域福祉を担う人材の発掘・確保・育成を図ります。（ボランティア養成講座、福祉委員支援事業）
2	アクティブシニアの活躍推進	●高齢者が個々の能力、経験を発揮し、地域活動に積極的に参画できる環境を支援します。 ●高齢者が働くことを通じて、社会参加の喜びを得るとともに、健康の維持増進につなげていくために、シルバー人材センター活動への支援を継続します。
3	住民主体の活動団体への働きかけ	●長浜市社会福祉協議会と連携し、サロン等通いの場の創設・継続支援、また生活支援コーディネーターによる支援を通して、地域資源の開発・活用による担い手育成に取り組みます。 ●地域活動の取組を広げ、充実させるために長浜市社会福祉協議会が実施する福祉講座や活動団体交流会、地域福祉懇談会への支援を行い、地域ごとの課題やニーズに沿った福祉活動の推進を図ります。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
長浜市社会福祉協議会に登録されるボランティア活動団体数（団体）	令和４年	令和６年	令和７年	令和８年
	225	236	239	242
福祉委員活動取組自治会数（団体）	228	224	226	228

(3)生活支援体制整備の推進

【第8期の振り返り】

生活支援体制整備事業では、関係者の情報共有や住民主体の支え合い活動の継続や広がりに向け、市域全体（第１層）、地区社会福祉協議会の１５区域ごと（第２層）に協議の場を設けています。

本事業において、地域の関係者と話し合い、地域のニーズや資源を明らかにし、ニーズとサービスのマッチングや新たなサービスの開発を行うといった重要な役割を担っているのが、生活支援コーディネーターであり（長浜市社会福祉協議会に業務を委託して実施）、積極的に活動を進めています。

本市は市域が広く、１５区域ごとに地域のニーズや人材といった実状が異なることから、地域に寄り添い、地域にあった支援や、団体の立ち上げや育成といった取り組みを、引き続き進めていく必要があります。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	生活支援コーディネーターの活動促進	●長浜市社会福祉協議会と連携し、市内１５か所の地区社会福祉協議会ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題の抽出・問題提起を図り、様々な活動主体が集まる協議体において、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合いとなる「ネットワークの構築」や「支援ニーズと取組のマッチング」、「地域資源の創出」が進められるよう、地域の実状に合わせた支援を行います。
2	生活支援ボランティア団体の育成	●生活支援コーディネーターと連携し、地域のニーズと資源状況のマッチングを図り、地域の支え合い活動（生活上の困りごと支援、見守り活動、買い物、通院支援、傾聴）を推進するボランティア団体の育成・運営支援を行います。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
生活支援コーディネーター活動件数	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	7,693	8,000	8,000	8,000
活動している生活支援ボランティア 団体件数	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	8	9	10	11

(4)福祉意識の醸成と広報・啓発の充実

【第8期の振り返り】

互いを尊重し認め合い、ともに支え合う思いやりの心が育まれるよう、生涯にわたる全てのライフステージにおいて、様々な研修や事業を通じて啓発、広報に取り組んでいます。

とりわけ、認知症への理解を深めるための絵本教室や、職場体験を通じた福祉学習といった、教育委員会と連携した小中学生を対象とした事業は、定着してきているところです。

こうした取り組みを継続して推進するとともに、周知広報にあたっては、情報がしっかりと市民に届くよう、受け手に応じて、新聞・広報、WEBなど多様な媒体を組み合わせ、効果的な手法を用いていく必要があります。

【第9期計画での取り組み】

事業名		事業内容
1	福祉に対する意識の醸成	●長浜市地域福祉計画に基づき、地域福祉への理解と関心を深め、互いに尊重し助け合いの意識の醸成を図ります。
2	学校教育における福祉教育の推進	●市教育委員会、学校と連携し、総合的な学習（探究）の時間の学習等とおして、子どもの発達段階に応じた、早い時期からの福祉意識の醸成を図ります。 ●職場体験や各種実習の受け入れについての協力を継続します。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
認知症の絵本教室を実施した 小中学校の割合（実施学校数/全学校数）	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	26/37	30/37	32/37	34/37

2. 安心安全な住まい・生活環境の整備

(1) 高齢者の生活環境の充実

【第8期の振り返り】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護保険などの制度に基づく支援に組み合わせる形で、インフォーマルなサービスの活用と充実が不可欠となっています。

単身生活者・高齢者夫婦のみの世帯の増加や過疎化の進行などにより、日々の買い物や外出時の移動に苦労される人が増えてきています。

第8期においては、多くの事業者の協力を得て、高齢の人を対象にしたやさしいスマートフォン教室、生活情報をとりまとめた冊子の発行、民間事業者と協定を結んでの買い物支援移動販売車の運行といった新たな取り組みを開始しており、さらなる内容の充実、地域の拡大などを図っていきます。

また、地域包括ケアシステムを構成する要素、生活の基盤としての「住まい」は重要なものです。住宅内のバリアフリー化など、住宅と福祉とが連携した適切な支援が必要となっています。単身の高齢者が増加傾向にある中、地域共生社会の観点からも、住まいと生活の一体的な支援が重要になっています。

【第9期計画での取り組み】

事業名		事業内容
1	日常生活でのデジタル活用の促進	●高齢者自身が身近にスマートフォンなどのデジタルツールを活用できるよう、操作方法やインターネット・アプリの使い方などを学べる取り組みを進めます。 ●自身の健康づくりやコミュニケーションツールとしてスマートフォンを活用できるような取組を進めます。
2	生活支援情報の発信	●日常の買い物や通院、生活上の困りごと支援を実施する事業所・団体の情報を収集し、パンフレットの作成配布や、市ホームページ上の公開を行うことで、住み慣れた地域で生活が送れるよう支援します。
3	移動支援の充実	●生活支援ボランティア団体による、買物や通院等、日常生活での移動支援が促進されるよう、団体活動の立ち上げや運営を支援します。 ●支え合いの地域づくり推進委員会において、移動・外出支援をはじめとする様々な地域課題の共有と支援策の検討を行い、市域への展開を図ります。
4	高齢者にやさしい交通環境の確保	●長浜市地域公共交通計画に基づき、引き続き地域公共交通の維持に努めるとともに、高齢者が利用しやすい地域交通の周知啓発・利用促進を図ります。 ●市民の移動手段としてデマンドタクシーを運行し、市内を走行する路線バスとともに運行経費の一部を支援します。
5	買い物支援を通じた地域コミュニティ	●日々の買い物に不便な地域に対し、民間事業者による移動店舗（販売車両）事業等を調整して、運行地域の拡大を図ります。

	ィの醸成	●高齢者等が移動店舗を利用される際に、見守り活動を行う仕組みを作るなど、事業を通した地域コミュニティの醸成を図ります。
6	多様な住まい方の支援	●住宅と福祉の両面から、介護が必要な高齢者の住まい対策を総合的に進め、高齢者が住み慣れた住宅で日常生活を送り続けることが出来るよう支援します。 ●市営住宅については、高齢者やしょうがいのある人の安心、安全に配慮した住宅改善・バリアフリー化に努めます。 ●サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームについて、住宅確保支援と地域包括ケアシステムの観点をもって、情報提供やサービス調整にあたっていきます。 ●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住支援法人と連携・協力を図り、住宅の確保に配慮が必要な高齢者等について、民間賃貸住宅等への入居支援、入居後の見守り及び生活相談・支援を行います。
7	バリアフリー化の推進	●安全で快適なバリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した施設整備、住環境の向上を図ります。 ●トイレの洋式化がなされていない公共施設については、洋式化改修を進めていきます。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値			
	令和４年	令和６年	令和７年	令和８年	
スマートフォン教室（全市民向け基本操作等） 受講者数	427	440	450	460	
スマートフォン教室（高齢者向けアプリ活用等） 受講者数	84	100	110	120	
「お助け帳」に掲載の事業者数（件）	令和４年	令和６年	令和７年	令和８年	
	38	43	48	53	
民間事業者による移動店舗（販売車両）の運行地域数	令和４年	令和６年	令和７年	令和８年	
	2	5	6	7	

(2)災害時・緊急時の安全対策の充実

【第8期の振り返り】

単身高齢者世帯、高齢者のみの世帯が増えている中、高齢者が交通事故や、消費者被害をはじめとする各種犯罪の被害に遭う件数も増加していることから、関係機関が連携協働して、意識の啓発や相談対応にあたっています。

災害時における避難に支援を要する人について、地域ぐるみで防災体制を話し合い、日ごろの見守り活動と、災害時の迅速な対応に役立てるため、「避難支援・見守り支えあい制度」を推進してきており、1800人あまりの制度登録者があります。

法改正により、心身の状況や社会的な状況などを考慮し、避難時における危険性が高い人については、「個別避難計画」を作成することが努力義務化されました。令和4年度より同計画の作成事業を開始しているところですが、今後も優先順位をつけて作成を進めていく必要があります。

また近年来、新型コロナウイルス感染症のまん延、熱中症の危険度が高まる猛暑日が続くなど、災害級の事象が発生しており、それぞれに対応した対策と、市民に対する十分な啓発が必要になっています。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	地域における要配慮者の避難支援	●「避難支援・見守り支えあい制度」の周知、啓発を図り、制度を必要とする人の台帳登録を推進します。 ●地域におけるハザードの状況（自然災害により想定される被害の状況）や対象者の心身の状況、独居等の居住実態、社会的孤立の状況等においてリスクが高い人の「個別避難計画」の作成を進めます。 ●個別避難計画などを活用した、地域コミュニティの共助による、避難行動要支援者避難支援の取組みを推進するとともに、高齢者に向けた防災知識等の普及・啓発及び防災訓練への参加促進に取り組みます。
2	防犯・消費者被害防止対策の推進	●地域における防犯活動を推進するとともに、消費者被害防止に対する啓発や、消費生活相談窓口による相談支援を行います。
3	交通安全対策の充実	●地域交通安全活動の取組への支援や、交通安全の啓発に努めます。 ●公共交通の利用促進と交通事故の防止を目的に、運転免許証を自主返納された人を対象に、バスやデマンドタクシーの回数券等を配付します。
4	新興感染症発生時等に対するセーフティネット機能の構築	●新興感染症等の発生時に、市民の安心につながる適切な情報の発信や、地域における見守りや声かけ等が円滑に行える仕組みづくりを進めます。 ●介護事業所等と連携して、防災や感染症対策について周知啓発を進めるとともに、有事に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備に努めます。

		●在宅での暮らしの継続を支援するサービスの提供など、セーフティネット機能を構築します。
5	熱中症対策	●高齢者は特に、熱中症のリスクが高いことから、適切な情報の発信や、地域の力、様々な媒体を使った見守りや声かけ等ができる仕組みづくりを進めます。 ●夏期において高齢者等が適切に暑さを避けることができる場所として、公共施設などの開放を検討します。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
個別避難計画の作成件数（既存制度登録	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
外の新規登録、累計）（件）	27	60	80	100

3地域の居場所づくり

(1)地域の居場所の整備の推進

【第8期の振り返り】

コロナ禍を受け、サロンをはじめとする地域の活動が落ち込んだ時期もあり、活動回数や参加者数がコロナ禍前ほど回復していない団体も見受けられます。

従来型のサロンの立ち上げや活性化にとどまらず、より身近な場所で、気軽に行ける居場所を求めるニーズも高いことから、こうした場づくりが求められています。また、既存の事業を多世代が集い交流できる形に改める、ICT技術を用いるといった手法も取り入れながら、人とのつながりの新たな形も模索していく必要があります。

【第9期計画での取り組み】

事業名		事業内容
1	身近な場所で集える居場所づくりの推進	●地域の身近な場所で気軽に集い、交流や介護予防ができる居場所づくりを推進するため、地域住民が自主的に実施する活動の立ち上げ支援、運営支援を行います。 ●通いの場の運営者に対し、ICTツールやオンラインを活用した事業等、新興感染症への対応も含め、多様な形での運営を支援します。 ●買い物支援の移動店舗車両巡回の場を通じて、寄りあえる機会を作ります。
2	世代問わず、地域の人が集える場所へ	●長浜市地域福祉計画に基づき、関係各課とも連携しながら、高齢者だけでなく、幅広い世代との関わりが持てるような企画、居場所づくりを進め、世代間交流活動を促進します。（こども食堂、多世代交

	の支援	流事業、長浜市社会福祉協議会サロン補助事業、中山間地域支援事業)
3	人とつながる機会の充実	●対面にとらわれず、オンラインサロンや、スマートフォンのアプリなどによる交流といった、多様なつながりの機会を充実させます。 ●自宅から出ることが困難な高齢者を訪問し、人と触れ合う時間を提供する傾聴ボランティア、お話サークルといった活動を、広く紹介し、全市的な取組につなげます。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
小地域サロン実施自治会数（団体）	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	264	292	294	296

2 市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり

1. 高齢者の活動支援・生きがいづくり

(1) 社会参加の促進

【第8期の振り返り】

いつまでもいきいきとした生活を送るためには、社会参加の機会を数多く持ち続けることが大切です。

こうした機会を提供する場としての老人クラブ活動、シルバー人材センター事業に対しては、補助や支援を実施し、スポーツ・文化活動については個別計画に基づき事業を推進しています。2025年には、滋賀県での「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」の開催が決定しており、同大会を、スポーツを通じた社会参加、健康づくり意識を高める契機とする必要があります。

市内に8か所ある高齢者福祉センターについては、長期的には機能の集約による施設の統合や廃止も視野に入れつつも、第9期の計画期間中においては、教養の向上、レクリエーション等の機会提供の場にとどまらず、介護予防活動の拠点として、利用者の増加や活性化につながる方策を推進する必要があります。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	高齢者の活動拠点となる場の提供	●高齢者福祉センターについては、文化教養、介護予防、認知症予防など、高齢者のニーズに応じた事業や活用方法を検討し、元気高齢者を増やす場としての活用を進めます。 ●高齢者福祉センターや文化スポーツ施設、各種サークル活動の情報などを、様々な媒体を使って広く情報発信することで、利用者の増加を図り、各施設の特色を生かした魅力ある取組を推進します。
2	地域活動等への社会参加意欲の高揚	●地域の学びの場などにおいて、高齢者の技能や知識、経験を生かした活動や学習機会を充実し、社会の担い手として、いきいきと活躍できる環境の充実を図ります。 ●高齢者のボランティア活動を支援し、生きがいづくり、仲間づくりにつなげます。また、ボランティア養成講座の開催やボランティアグループの交流等、高齢者が地域でいきいきと活躍し、地域コミュニティの活性化が図れるよう支援します。 ●高齢者の中等度程度の難聴がある人に補聴器の購入費用の一部を助成し、社会参加意欲の高揚を図ります。
3	高齢者の活動組織の支援	●高齢者の健康保持と生きがいづくり、相互の親睦に資する老人クラブ活動への補助と事務負担の軽減に努め、継続的な活動を支援します。 ●就労機会の促進や生きがいの充実を目指すシルバー人材センターへ補助金を交付し、社会活動に積極的に参加・参画し高齢者の持つ活

		力を活かした活動を継続的に支援します。
--	--	---------------------

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
高齢者福祉センターにかかるホームページの閲覧数	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	1,045	1,100	1,200	1,300

2. 健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進

(1)健康づくり・介護予防の推進

【第8期の振り返り】

健康づくり・介護予防の推進では、健康づくりと介護予防を一体的に実施し、サロンなどの通いの場への専門職の訪問や、健診結果などから重症化する危険性が高いと判断した高齢者への訪問などのアプローチを行っています。

課題として、サロンなどの通いの場などに参加していない人や高齢者以外の人への啓発や介護予防活動の勧奨が十分でなく、幅広い住民への働きかけが必要です。

また、各種健診・検診について、受診率の向上が課題となっているため、疾病などへの正しい知識の提供や受診の重要性についての啓発及び受診しやすい環境整備が必要となります。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	介護予防の正しい知識の普及啓発と介護予防への取り組みの推進	●介護予防について正しい知識をさまざまな方法で普及啓発（出前講座等）するとともに、個人や集団での介護予防の取り組みをすすめます。 - 生涯を通じた健康意識向上と運動の習慣化を目指す長浜市スポーツ推進計画に基づき、市民が介護予防等を含めた健康のために気軽に取り組めるスポーツ（運動）の推進を図ります。
2	働く世代からの生活習慣予防と健康づくり	●長浜市健康増進計画「健康ながはま 21」に基づき、生活習慣病予防と健康づくりを行います。
3	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	●後期高齢者に対し個別や集団で保健指導や健康教育を行い、循環器疾患予防、フレイル予防を図ります。 ●後期高齢者医療被保険者に対し、健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見と適切な治療につなげ、被保険者の健康の保持・増進を図ります。

＜目標値＞

取り組みに係る指標	現状	目標値		
介護予防普及啓発実施回数	令和４年	令和６年	令和７年	令和８年
	120 回 (1955 人)	130 回 (2100 人)	140 回 (2250 人)	150 回 (2400 人)
後期高齢者健診受診率 (%)	令和４年	令和６年	令和７年	令和８年
	23.1			
一体的実施での集団健康教育後に週１回 以上運動をしている人の割合 (%)	令和４年	令和６年	令和７年	令和８年
	56.0	57.0	58.0	59.0

(2)健康づくり・介護予防の取組への支援

【第8期の振り返り】

通いの場やオンラインサロンでの健康教育、出前講座、地域介護予防活動支援事業など、コロナ禍において、実施回数、参加者数ともに減少しており、回復に向けた取組が必要です。

また、健活チャレンジ事業、転倒予防教室、地域リハビリテーション活動支援事業などで新規の参加者数が増えないため、情報発信や活動内容の検討が必要です。

さらに、要介護認定を受けた人が重症化しないよう、介護予防の視点を踏まえたケアプランの作成に向け、介護支援専門員の資質向上に努めています。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	地域サロン活動等の充実	●高齢者の見守り活動を推進し、介護予防や趣味の場づくりを通じ、身近な場所で支え合う関係づくりができるよう、地域サロン活動の拡充を支援します。 ●地域サロン同士のつながりをつくるため、情報交換を行い、それぞれの活動の継続と活性化につながる交流会を開催します。
2	地域での介護予防活動の充実	●地域で介護予防活動に取り組む転倒予防自主グループなどの団体に対して、活動が継続するよう支援します。
3	介護予防・生活支援サービス事業	●利用者の選択肢を増やすために、訪問型・通所型サービス等総合事業訪問介護等を維持しながら、多様な主体によるサービスの拡充の支援を検討していきます。

4	ケアマネジメント の充実	●要支援者等に対し、地域包括支援センター等がアセスメントを行いその状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることが出来るようケアマネジメントを行います。 ●介護支援専門員の資質向上を目的として、地域ケア個別会議（自立支援会議）を推進し、専門職の助言を得ながら個別ケースの検討を行います。 ●介護支援専門員に対し、自立に向けたケアマネジメントの方向性を周知します。
---	-----------------	--

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
高齢者活躍よりあいどころ事業運営補助 交付団体数 （団体）	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	10	10	11	11
地域介護予防通所活動運営補助金交付 団体数 （団体）	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	44	51	53	55
転倒予防自主グループ参加者数 （人）	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	2,191	2,191	2,191	2,191
自立支援会議で改善した人の割合（％）	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	50	51	52	53

3 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進

1. 在宅生活を支えるサービスの充実

(1) 自立生活支援サービスの確保

【第8期の振り返り】

介護をする家族等の負担軽減を図るとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して日常生活を継続して送ることができるよう、必要なときに適切なサービスが提供される必要があります。また、必要な人に支援が届くよう、情報提供に取り組む必要があります。

高齢者実態調査や在宅介護実態調査においても、今の生活を続けるために必要な身の回りへの支援として、「除雪」、「病院等への送迎」、「買い物の支援」が上位にあがっており、こうしたサービスのニーズは今後も高まる一方です。

事業の継続に努めるとともに、高齢者のニーズに応じた事業内容の見直しや、民間事業者との連携や参入促進、ICT技術の利活用を念頭においたサービスの導入の検討もあわせて進めていきます。

【第9計画での取組み】

事業名		事業内容
1	在宅福祉サービスの確保	●単身高齢者や高齢者のみの世帯、介護保険サービスの対象とならない高齢者等の自立した生活を支えるために、福祉用具・住宅改修支援事業、見守り配食支援事業、緊急通報システム事業、衛生材料支給事業、理美容サービス事業、屋根雪下ろし補助事業、生活管理指導等短期宿泊事業等のサービスを提供します。 ●高齢者の自立を支援するサービスの充実にあたっては、支える側だけでなく、高齢者自身の負担を軽減し、効率的・効果的なものとなるよう、ICTなどの技術の利活用を推進します。
2	家族介護への支援	●介護者等に対して、各種サービスの情報の提供、適切な相談対応、家族介護教室の開催などにより、身体的・精神的負担の軽減を図ります。
3	生活支援情報の発信（再掲）	●日常の買い物や通院、生活上の困りごと支援を実施する事業所・団体の情報を収集し、パンフレットの作成配布や、市ホームページ上の公開を行うことで、住み慣れた地域で生活が送ることができるよう支援します。

(2)在宅医療・介護連携の推進

【第8期の振り返り】

長浜米原地域医療支援センターでは、在宅医療や介護サービスについての情報提供や相談窓口の設置、在宅医療・介護が提供できる体制の検討や多職種連携研修会の開催、情報共有ツールのびわ湖あさがおネットの利用を進めています。また、地域住民が、在宅医療と介護や在宅看取りについて理解を深めることができるよう出前講座などで啓発を行っています。

切れ目のない在宅医療・介護が提供ができる体制を充実させるためには、地域の主治医を中心に多職種で協力しながら体制整備を行っていく必要があります。また、最期まで自宅での療養生活を希望する市民が半数を超えていることから、その実現のために、市民が人生の最終段階におけるケアや在宅看取りについての理解を深める機会が必要です。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	地域住民への普及啓発	●市民の在宅医療・介護に関する知識を普及するため、長浜米原地域医療支援センターのホームページや広報誌で情報発信を行います。 ●自分自身の人生を医療・介護も含めてどのように過ごしていきたいか考え、それを周囲の人に伝えることができる市民が増えるよう、ACP（人生会議）やエンディングノート等の出前講座等を行います。
2	在宅看取りの推進	●在宅看取りの現状について情報を集め、医療・介護関係者に発信し、地域で看取りを行うための関係者間の連携が行いやすい関係・体制づくりに努めます。
3	在宅医療と在宅介護の連携強化	●長浜米原地域医療支援センターが中核的な役割を發揮しながら、在宅医療と介護を一体的に切れ目なく提供する体制を構築するため、センター、市、県が連携して事業の推進を図ります。 ●医療・介護サービス資源等の現状把握と市民・関係者からの情報収集を行い、課題分析につなげます。 ●市民・医療・介護関係者へ相談窓口を周知し、相談支援を行います。 ●研修や交流会を通じて、医療・介護関係者等が、互いの立場を理解しながら円滑な連携が図れるよう支援します。 ●患者や利用者の在宅療養生活支援のため関係機関の連携が円滑に行えるよう、医療介護情報共有ツール（びわ湖あさがおネット等）の周知・利用拡大や湖北地域連携クリティカルパスを活用し急性期から在宅医療まで効果的な療養支援を行います。 また、入退院の支援を切れ目なく効果的に行うため、入退院支援ルールを活用し関係者間の連携を図ります。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
出前講座受講者数（のべ）（人）	令和４年	令和６年	令和７年	令和８年
	127	180	210	240
エンディングノートの配布件数（冊）	令和４年	令和６年	令和７年	令和８年
	315	350	350	350
長浜米原地域医療センター主催の 多職種連携研修の参加者数（人）	令和４年	令和６年	令和７年	令和８年
	104	140	160	180

2. 相談・支援体制の強化

(1) 地域包括支援センターの充実

【第8期の振り返り】

市内５か所にある地域包括支援センターでは、高齢者や家族、民生委員、自治会、関係機関等から早期に相談が寄せられるよう地域に向けたネットワークを構築し、高齢者の相談対応等に取り組んでいます。

また、社会資源を適切に活用するために介護支援専門員が地域とつながりを持つことや、研修会等を通じた介護支援専門員のネットワークの構築、困難事例等の検討を通して、介護支援専門員の支援を行っています。

アンケート結果によると、４割の人が「地域包括支援センターのことを知らない」と回答していることから、相談が必要な状態に「なってから知る」のではなく、「なるまえに知る」ことが必要であり、高齢者の身近な相談窓口として、引き続き広く地域包括支援センターの周知が必要です。

【第9期計画での取り組み】

事業名		事業内容
1	地域包括支援センターの機能強化	●複合的な課題を抱えた家庭に対し、包括的に相談を受け止め、多様な支援主体と協働して、高齢者への介護・保健・福祉・医療など様々なサービスの調整を総合的に行い、地域の包括的ケアを行う機関として機能の充実に図ります。 ●高齢者人口や相談件数等の業務量に見合った人員体制の確保を図るとともに、相談支援システムの更新により、業務の効率化を図ります。 ●長期的には、圏域間の高齢者人口の差が増大することが見込まれることから、相談支援機能の維持のため、センターのあり方を検討します。

2	地域ケア会議の推進	●地域の関係者や専門職による地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を通して、個別事例から地域課題を抽出し、課題解決を図るための地域づくりや政策形成につながる仕組みづくりを行います。
3	家族介護者への支援	●高齢者にかかる相談において、いわゆるヤングケアラーやひきこもりといった世帯員についての実態を把握した場合は、関係機関等と連携して必要な支援にあたっていきます。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
地域包括支援センターの相談件数 (実人数) (件)	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	18,052	19,000	20,000	21,000

3. 高齢者の人権尊重・保護

(1) 権利擁護・成年後見制度の利用促進

【第8期の振り返り】

令和3年度から令和8年度までを計画期間とした長浜市成年後見制度利用促進基本計画をもとに施策を推進しています。

本市では、長浜市成年後見・権利擁護センターを中核機関として設置し、関係者協議の場を定期的に設ける等、事業の円滑な推進に努めています。

課題としては、高齢者実態調査において、約65%の人が「センターのことを知らない」と回答されており、より一層の広報・啓発が必要です。また、成年後見制度を必要とする人が増えていくことが予想されることから、相談支援体制や、速やかな申立・後見人選任につながる仕組みの維持強化が必要です。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	成年後見制度利用促進基本計画の推進	●令和3年度に策定した長浜市成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進していきます。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
成年後見・権利擁護センターへの相談件数(実人数) (件)	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	115	130	140	150

(2)高齢者虐待の防止と対応

【第8期の振り返り】

高齢者虐待に対しては、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、適切に取り組んでいます。また、複雑な課題を抱える世帯に対しては、個々の状況に合わせたアプローチを多角的な視点から検討し、支援を実施しています。

高齢者虐待の防止については、支援体制の強化に加え、早期発見、早期対応を目指した地域のネットワークづくりや、地域住民や関係機関への周知・啓発を継続的に行う必要があります。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	高齢者虐待防止への取組の推進	●地域や関係機関に対し啓発活動を行うとともに、高齢者虐待防止ネットワーク協議会で広く意見を聞き、地域のネットワークの構築を推進することで、高齢者虐待の早期発見や防止を目指します。
2	高齢者虐待に関する相談支援や対応の充実	●高齢者虐待の通報を受理した時には、事実確認に基づき、速やかに支援を行います。 ●地域包括支援センター職員研修や、居宅介護支援事業所研修会で、権利擁護、高齢者虐待に関する研修を開催し、専門職の資質向上を図ります。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
出前講座の実施回数（回）	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	5	10	10	10

4 認知症のある人が共生できる地域社会の推進

1. 市民の理解促進

(1) 認知症に対する知識の普及と理解の促進

【第8期の振り返り】

認知症を正しく理解し、認知症のある人や家族・介護者を温かく見守る応援者となる認知症サポーター養成講座の開催、市民向け認知症講座の開催等に取り組んでいます。

また、認知症の症状や相談先、社会資源についてまとめた長浜市版認知症ケアパス「認知症あんしんガイドブック」を作成、周知啓発に活用しています。

課題としては、認知症のことを自分ごととして意識してもらえるような啓発のあり方や、効果的な認知症あんしんガイドブックの周知・活用方法を検討する必要があります。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	認知症の市民への啓発	●市民の認知症に対する正しい知識と理解が深まることを目的に、認知症講座を開催します。身近な地域包括支援センターの単位で開催することにより、より参加がしやすく、地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることの周知につながるような講座開催を進めます。 ●認知症の症状の変化に合わせた生活のポイントや接し方、相談先や受診先等の情報をまとめた「認知症あんしんガイドブック」を周知・活用し、本人や家族が状況を理解することや、見通しを持つことで、本人の自立支援への働きかけや介護負担の軽減につなげます。 ●世界アルツハイマー月間（9月）などの機会に、街頭啓発や図書館での関連図書展示、公共機関のライトアップなどを行い、認知症への理解に関する啓発に取り組みます。
2	認知症サポーター養成講座の開催	●認知症への理解が促進されるよう、企業や自治会での認知症サポーター養成講座を実施します。 ●認知症サポーターが、地域での見守りに加え、地域での認知症のある人やその家族への支援において活躍できる機会を検討します。 ●学童期から認知症に関する正しい知識が得られるよう、各小・中学校にも積極的に周知します。
3	認知症キャラバンメイトの活動支援	●認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を市民に伝える認知症キャラバンメイトの活動を支援します。 ●キャラバンメイトを養成する講座を定期的 to 開催します。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
キャラバンメイト活動支援回数(研修会・定例会等) (回)	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	66	70	75	80
養成した認知症サポーター数(のべ人数)	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	38,644	43,000	45,000	48,000

2. 必要な支援・サービスを受けられる体制の推進

(1) 早期発見・早期対応のための体制の推進

【第8期の振り返り】

認知症の早期発見・早期対応のため、認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、相談体制を充実するとともに、認知症疾患医療センターやかかりつけ医などの医療機関、薬局、介護事業所などとの連携強化に取り組んでいます。また、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症のある人やその家族への初期の支援を包括的・集中的に行っています。

課題として、認知症のある人やその家族が早期に相談することができ、必要な支援に繋がることができるよう、地域包括支援センターをはじめ、相談窓口の認知度の向上が必要です。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	認知症地域支援推進員の活動の促進	●地域の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的に、認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置しています ●認知症地域支援推進員とともに、地域の支援体制構築に向け、地域が抱える課題を把握し、地域資源の活用を図ります。
2	医療と介護の連携	●認知症疾患医療センターやかかりつけなどの医療機関、薬局、介護事業所などの専門職が連携し、認知症のある人の生活を支援できるよう、連携を強化します。 ●認知症あんしんガイドブックの積極的な活用につながるよう、関係機関への普及啓発に努めます。
3	認知症初期集中支援チームの活動の推進	●専門医などの他職種で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる人やその家族の支援を包括的・集中的におこなうことで、自立した生活を支援します。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
地域包括支援センターの 認知症相談対応数(延)	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	3,302	3,400	3,600	3,800

(2)認知症のある人や介護者への支援の推進

【第8期の振り返り】

認知症のある人が参加できる認知症カフェの開催や、認知症のある人を支える家族を支援するため、家族会等の活動を支援しています。

課題としては、認知症のある人からの意見表明の方法やその機会が持てるような支援が必要です。また、若年性認知症に関する相談窓口の周知や、支援に取り組む必要があります。

【第9期計画での取り組み】

事業名		事業内容
1	認知症のある人や家族が集える場所の充実	●認知症のある人や家族が安心して集い活動できるよう、認知症カフェや家族会等の開催を支援します。 ●認知症のある人や家族の置かれている状況や思いに応じて、様々な形態での居場所づくりを検討します。
2	若年性認知症のある人への支援	●若年性認知症に関する専門医療機関や相談窓口の周知、居場所づくりに取り組み、若年性認知症のある人やその家族への支援に取り組みます。 ●認知症のある人の意欲や能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等については、県の若年性認知症支援コーディネーターと連携し、支援にあたっていきます。
3	認知症のある人からの発信支援	●認知症のある人からの声を直接聞き取る機会を作り、施策への反映に努めていきます。 ●認知症のある人や家族からの意見をメッセージカードで集約し、認知症月間における啓発展示等での活用や、施策への反映に役立てます。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
認知症カフェや居場所として 認知症ケアパスに掲載する団体数 (掲載団体数)	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	10	12	13	15

3. 社会参加等の支援

(1) 認知症バリアフリーの推進

【第8期の振り返り】

認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けていくことが出来るよう、認知症バリアフリーの推進に向け、関係機関等による見守りネットワーク体制の構築や支援に取り組んでいます。

課題としては、市民への周知啓発等による見守りネットワーク体制の強化、認知症のある人の思いを取り入れた支援の充実が必要です。

【第9期計画での取り組み】

事業名		事業内容
1	認知症のある人が安心して出かけることができる環境づくり	●認知症等による行方不明等に備え、GPS(情報発信器)を貸与します。また、万が一、行方不明になった場合には、警察へ届け出された情報を、メール配信協力者へ提供し、早期発見につながる支援や見守りを行います。 さらに、認知症高齢者等による不慮の事故に対応するため、認知症高齢者等おでかけあんしん保険加入を推進します。 ●認知症サポーター養成講座を受講した小売業等民間事業所を認知症のある人にやさしい事業所として周知することで、認知症のある人の支援ネットワークを広げます。
2	チームオレンジ等地域ネットワークの構築	●認知症のある人の意見を取り入れて、本人・家族や認知症サポーター等、地域を繋ぐ仕組みの整備に向けて取り組みます。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
認知症高齢者等 SOS ほんわかネットワーク事業メール登録協力者数 (人)	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
	5,341	5,700	5,750	5,800

5 持続可能な介護保険制度の推進

1. 介護・福祉人材確保に向けた支援

(1) 介護人材の確保

【第8期の振り返り】

介護人材確保が大きな課題となっている中、事業所と求職者のマッチングを支援する福祉の職場説明会の開催、介護未経験者や外国人、高齢者が参入を図るための研修や補助金、他業界からの新規参入を促進する介護就職応援給付金などを実施しています。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	介護人材の裾野の拡大	●多くの人が介護を知る機会を設けることで、介護未経験者が参入しやすい環境を整えるべく、介護に関する入門的研修を開催します。 ●介護に関する入門的研修の参加者や、過去に介護職に従事していた人や外国人等、幅広い人材を事業者とマッチングすることを支援するため福祉の職場説明会を開催します。
2	介護人材を志す次世代の育成	●中学生を対象に介護学習や体験を通じて、介護の仕事への理解とイメージアップを図るべく「中学校福祉・介護出前授業」を行います。 ●各事業者において、中学生を対象とした職場体験の受け入れを実施します。
3	介護人材確保に向けた補助金の交付	●多様な介護人材の確保に向けて、各種補助制度を設けます。補助制度は、随時見直しを行いニーズに合った制度を構築します。 ●他業界からの新規参入を促進することにより、介護人材確保を図ります。 ●介護職として一定の知識・経験を有する人の再就職と定着を支援することにより介護人材確保を図ります。 ●介護未経験の高齢者の新規参入を支援します。 ●介護・福祉人材の安定的な確保に向け、市外で開催される就職フェアへ出展する介護事業所を支援します。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値			
	令和４年	令和６年	令和７年	令和８年	
介護に関する入門的研修受講者及び福祉の職場説明会の参加者に係る介護事業所採用者数（人）	10	10	10	10	
中学校福祉・介護出前授業及び職場体験の実施校（校）	2	3	3	3	

(2)介護人材の定着促進

【第8期の振り返り】

介護職として一定の知識・経験を有する人の再就職と定着を支援するため、講演会など様々な取り組みを行っています。また、将来の担い手育成や定着支援・離職防止に向け、介護職の理解・魅力発信、また介護ロボットやＩＣＴの導入について支援を行っています。

課題として、様々な参入支援や定着支援の補助金等制度を整備していますが、制度の周知や情報提供を引き続き行うことで、制度利用を促す必要があります。また、介護・福祉人材育成に向けた支援では、引き続き、事業所の抱える課題等に応じた研修テーマを選定し、受講しやすい方法による研修開催等が必要です。

【第9期計画での取り組み】

事業名		事業内容
1	福祉職場のイメージ向上に対する補助金の交付	●事業所をＰＲする動画作成の費用の一部を支援することで事業所や介護業界のイメージや知名度の向上を図ります。
2	定着支援・離職防止・業務の効率化	●国の制度の積極的な活用への啓発や適正な執行等の指導、手続きの簡素化等を図ります。 ●研修会等において、業務の効率化に向けた事例（介護ロボット・ＩＣＴの導入等）を紹介し、職場環境の改善による定着支援、離職防止を図ります。
3	介護人材の質の向上・職場定着に向けた研修会等の実施	●福祉職場で効果的なテーマの研修等を開催することにより、より高い質で適切なサービス提供がなされるよう事業者の人材育成を支援します（湖北地域介護サービス事業者協議会・米原市と合同実施）。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値			
	令和４年	令和６年	令和７年	令和８年	
介護・福祉事業所就職ＰＲ動画作成支援 件数（件）	3	3	3	3	
介護人材の質の向上・職場定着に向けた 研修会参加者数（人）	234	250	250	250	

(3)介護人材の質の向上

【第8期の振り返り】

介護相談員の派遣、介護サービス事業所と連携し、質の向上を働きかけるとともに災害時や感染症発生時での対応、さらに中山間地域など新規事業所の参入が見込みにくい状況がある中、事業所との連携による対策などの取り組みをしています。

介護サービス事業所に、適正な運営に向けた指導等を行い、新しい事業の理解促進や制度への協力などを働きかけていく必要があります。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	介護人材の質の向上・職場定着に向けた研修会等の実施 (再掲)	●福祉職場で効果的なテーマの研修等を開催することにより、より高い質で適切なサービス提供がなされるよう事業者の人材育成を支援します（湖北地域介護サービス事業者協議会・米原市と合同実施）。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値			
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年	
介護人材の質の向上・職場定着に向けた研修会参加者数（人）	234	250	250	250	

2. 適切な介護サービスの確保

(1)介護サービスの確保

【第8期の振り返り】

コロナ禍で各事業の見込みが立てにくくなっていましたが、今後の需要について適切に見込むことが必要となります。

公設の通所介護施設（デイサービスセンター）については、需要や類似サービスの利用状況などを考慮し、公設デイサービスの必要性を判断する必要があります。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	介護サービス事業所との協力・連携	●高齢者福祉・介護の向上を図るべく、介護サービス事業所や「湖北地域介護サービス事業者協議会」と協力・連携を推進します。

		●災害時・感染症発生時の情報提供・収集の仕組みや、災害時・感染症発生時の代替サービスの確保に向けた事業所間の連携を行います。
2	介護サービス事業所への指導	●高齢者福祉・介護の向上を図るべく、事業所へ助言や指導を行います。 ●介護サービス事業所の指定・変更、指導監査等に係る提出書類のホームページ上の掲載や、実地指導時における確認等のペーパーレス化による文書に係る負担の軽減を図ります。 ●地域密着型サービス、居宅介護支援事業及び介護予防・生活支援サービス事業の事業所指定を行います。また、地域密着型サービス事業者の選考については「地域密着型サービス運営委員会」を開催し、適正なサービス実施体制の確保について審議します。 ●指定する事業所の基準順守状況や介護報酬算定要件、虐待防止に向けた取組み等について定期的に指導します。加えて、定期的に事業所を一定の場所に集めた指導を実施します（介護保険制度の周知、実地指導の結果報告、事業所との情報共有等）。
3	中山間地での介護サービス提供体制の確保	●中山間地では新規事業所の参入が見込みにくい状況にある中、一定の介護サービス提供量の確保し、要介護者等の自立支援、重度化を防止する必要があるため、対象地域への訪問等サービスの提供を支援することでサービス量の確保を図るべく「訪問等介護サービス確保対策事業」を実施します。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
中山間地においてサービス提供を行った法人数（件）	18	18	18	18

(2) 介護給付適正化の取組

【第8期の振り返り】

必要となる介護サービスを確保し市全域で適切に提供することをはじめ、健全で持続可能な介護保険事業運営を推進するため、介護給付の適正化に取り組み、要介護認定の適正化やケアプラン点検の実施、住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与について内容の確認、医療情報との突合・縦覧点検などを実施しています。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	要介護認定の適正化	●申請者本人の実態に即した質の高い認定調査に努め、研修会等の実施により調査の平準化・適正化を行います。 ●認定審査委員の確保を図り、認定審査会の質を高め、審査判定基準の平準化と公平性・公正性を維持します。
2	介護相談員設置事業	●介護相談員の派遣を行い、介護サービスの改善や向上、介護保険制度の適正な運営の確保に努めます。 ●研修や事例検討会等を実施し、介護相談員全体の資質向上を図ることにより、介護相談の平準化・適正化に努めます。
3	介護給付の適正化	●介護給付を安定して行うため、介護給付の適正化に取り組めます。 ●例外給付時等の機会を捉え、ケアプランの点検を実施し、計画の質の向上や不適正な計画の是正に努めます。 ●住宅改修について、施工前にその内容や金額が適正であるかについて、図面や見積書と住宅改修理由書の比較により福祉専門職が点検を行い、施工後には写真での確認を実施します。 ●福祉用具について、必要性や利用状況の確認に加え、必要に応じて福祉専門職による点検を実施します。 ●医療情報等と介護保険情報の突合、縦覧点検を行い、二重請求がないかどうか、また、複数月の明細書における算定回数を確認し不適正な介護請求がないかチェックします。

<目標値>

取り組みに係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
要介護認定審査件数（件）	4,853	5,830	6,008	6,186
介護相談員派遣延べ訪問事業所数（件）	5	10	15	15